

第23日

平成29年3月22日（水）

午前10時零分開議

○議長（浅尾静二君） 皆さん、おはようございます。これより本日の会議を開きます。  
なお、本日の出席議員は17名で、会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

委員会付託中の議案について、別紙配付のとおり審査結果報告書が提出されました。よって、これより本件の審議に入ります。

それでは、総務文教常任委員会に付託していた第20号議案ほか13件を議題とし、総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

（総務文教常任委員長 堀尾俊浩君登壇）

○総務文教常任委員長（堀尾俊浩君） おはようございます。

それでは、ただいま議題となりました第20号議案ほか13件につきまして、慎重に審査いたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

まず、第20号議案朝倉市オフトーク通信施設ひまわり通信条例を廃止する条例の制定についてです。

杷木地域放送整備に伴い、朝倉市オフトーク通信施設ひまわり通信を廃止したいので、この条例を制定しようとするものです。

執行部の説明によりますと、事業主体は杷木地域コミュニティ放送協議会となり、新たに約1,500戸で地域無線放送としてスタートすることで、今までのオフトーク放送は終了することから、この条例を廃止するものです。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、オフトーク放送がなくなる心配があるものの、新たにコミュニティ運営で杷木地域の放送を支えていくということで、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第21号議案朝倉市秋月郷土館条例を廃止する条例の制定についてです。

朝倉市秋月郷土館を廃止したいので、この条例を制定しようとするものです。

執行部の説明によりますと、建物の老朽化が著しく、資料の保存、管理に重大な支障を来していることから、こうした状況を改善するべく、隣接する秋月藩校稽古館跡地に平成27年度から朝倉市秋月博物館建設に着手し、平成29年度秋に開館予定としております。

このため、平成29年5月31日をもって秋月郷土館を閉館し、平成29年6月より秋月博物館開館に向け、収蔵品、展示品などの移動や展示室の設営準備作業を行っていくとのことです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第22号議案朝倉市情報化推進センター条例を廃止する条例の制定についてです。  
朝倉市情報化推進センター条例を廃止したいので、この条例を制定しようとするものです。

執行部の説明によりますと、当センターは立石小学校内に合併前に光ネットワークの通信拠点及びIT研修の場として整備されたもので、立石小学校の情報通信教育の場として利用するのみならず、平成15年から平成22年まで、市主催のIT研修の実施、その他団体の研修、勉強会の場として活用されていたところです。

立石小学校の児童数が平成31年度から平成32年度がピークになり、普通教室の不足が生じることで、1階の情報化センターを3分割に改修して、現在、特別支援教室として使用している普通教室を増クラス分として使用して、2階のセンターは引き続き立石小学校のパソコン教室として利用継続していくことで、普通教室の確保を図っていくため、教育財産として本施設を管理するために、廃止条例を制定するものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第23号議案朝倉市杷木定住促進住宅団地条例を廃止する条例の制定についてです。  
朝倉市杷木定住促進住宅団地条例を廃止したいので、この条例を廃止しようとするものです。

廃止理由としましては、15年を経過し、全区画を無償譲渡したため、この条例を廃止しようとするものです。

本委員会としましては、人口増加と定住促進、過疎対策の効果に向け、新たな施策を期待し、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第24号議案朝倉市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてです。

第1次朝倉市総合計画に基づき職員数を削減したこと及び朝倉市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴い、各事業部局及び公営企業の職員の定数の改定を行いたいので、この条例を制定しようとするものです。

執行部の説明によりますと、職員定数条例に全職員の定数及び各事務部局及び公営企業職員ごとの内訳を定めることとなっていることから、職員数について上限として合併当初の570人から486人と改定するところです。

平成28年4月には職員数が474名となり、平成19年度比14.9%削減となりました。来年度の職員数については、採用・退職予定者の増減差し引きにより、平成29年4月の予定職員数は478人となる予定とのことです。

今後も、これからの行政サービスに向けて対応できるよう、事業の精査、事務事業の効率化、組織体制の適宜見直しと、なお一層、職員の適正配置に努め、適正な定員管理を行っていくとのことです。

本委員会としましては、合併以降、臨時職員、嘱託職員等を充てて、いろんな職場形態、

配置体制を利用し、財政計画を鑑みながら定数管理をなされてきているものとし、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第25号議案朝倉市職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

地方公務員法第28条第4項の規定に基づく失職の例外の規定を定めたいので、この条例を制定しようとするものです。

執行部の説明によりますと、禁錮以上の刑に処せられた職員のうち、その罪が過失によるものであり、かつ刑の執行を猶予された者については、情状により特にその職を失わないものとするができること、及びその職を失わなかった職員が刑の執行猶予を取り消された場合には、その日においてその職を失うことを規定するものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第26号議案朝倉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び朝倉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が施行されたこと等に伴い、規定の整備を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第27号議案朝倉市特別会計条例の一部を改正する条例の制定についてです。

介護サービス事業の廃止に伴い、この条例を制定しようとするものです。

執行部の説明によりますと、地域包括支援センター業務を平成28年度から外部委託したことに伴い、介護保険特別会計のうち介護サービス事業を廃止するため改正を行うものです。平成28年度は平成27年度までに行った事業に係る補助金などの精算と残務整理があるため残しており、平成29年度はその必要がなくなったので、この条例から介護サービス事業を削ろうとするものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第29号議案朝倉市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてです。

松末小学校、杷木小学校、久喜宮小学校及び志波小学校を統合し、新たに名称を朝倉市立杷木小学校として設置したいので、この条例を制定しようとするものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第30号議案朝倉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定についてです。

執行部の説明によりますと、小石原川ダム水源地域整備事業に基づき新設するもので、高木コミュニティセンター佐田分館につきましては、たかき清流館敷地内に総合ホール、木工作业など、鉄骨づくり平屋建て約450平米を新設し、4月1日から会館予定、高木コミュニティセンターにつきましては、鉄骨づくり平屋建て約250平米を新設し、平成29年7月末を竣工予定としているところであります。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第36号議案朝倉市総合計画策定条例の制定についてです。

総合計画の位置づけを明確にするとともに、総合計画の策定について必要な事項を定めたいので、総合計画の位置づけ、まちづくり審議会への諮問、議会の議決、公表等について規定するものです。

朝倉市におきましても、平成29年度から第2次朝倉市総合計画の策定を進めていくに当たり、総合計画を市の最上位計画と位置づけ、総合的かつ計画的な市政の運営を図るためのものとし、議会の議決、計画の公表等が規定された、8条からなる朝倉市総合計画策定条例を制定しようとするものです。

本委員会としましては、市長の思いが深く反映されているものとして策定される市の総合計画を議決することを重く受けとめ、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第37号議案朝倉市秋月博物館条例の制定についてです。

市の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、朝倉市秋月博物館を設置したいので、博物館法第18条の規定により、この条例を制定しようとするものです。

執行部の説明によりますと、秋月郷土館にかわり建設される博物館の取り扱いを定める条例であり、臨時的な休館、開館を定めておりますが、これはメンテナンス等のやむを得ない理由による臨時休館、春の桜、秋の紅葉などの時期に臨時開館や閉館時間の延長など、柔軟な対応ができるようにしたいと考えているとのことです。

本委員会としましては、郷土館からの歴史、先人の思いをつなげていくとともに、観光面、文化面の発展も含め、地域の中で生かされた新しい博物館となることを期待し、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第40号議案第3次朝倉市男女共同参画推進計画の策定についてです。

平成29年度から平成33年度までを計画期間とする第3次朝倉市男女共同参画推進計画を策定するに当たり、朝倉市議会の議決すべき事件を定める条例の規定により、議会の議決を求めるものです。

依然として男女の固定的性別役割分担意識が残っており、この意識に基づく不平等な慣習や慣行も残っている中、家庭や学校、地域などあらゆる場と機会で、男女共同参画の視点に立った意識改革の啓発・推進をし、研修の実施を新たに項目立てて、地域の課題を解

決する実践的活動につながるきっかけとなるよう各種施策を掲げてあり、今後5年間も引き続き男女共同参画社会の実現に向け積極的に取り組んでいくとのことでした。

本委員会としましては執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第41号議案財産の処分について（下町区自治会）です。

杷木志波にある下町区の自治公民館の土地88.85平米を下町区の認可地縁団体に無償譲渡するため、議決を求めるものです。

執行部の説明によりますと、昭和55年に土地の個人所有者から旧杷木町に公民館敷地として寄贈されていたもので、その際、杷木町は区より名義変更及び財産処分等についての要請があった場合は、無償、無条件にて払い下げるものとする覚書が交わされてあります。

本委員会としましては、覚書の経緯、地元からの申請があったことを踏まえ、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過及び結論です。何とぞ本会議におかれましても本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げて、報告を終わります。

○議長（浅尾静二君） 以上で、総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。12番富田栄一議員。

○12番（富田栄一君） 12番です。総務文教委員会のメンバーですが、大事なことだろうと思って、確認のための質疑をいたします。

第37号議案朝倉市秋月博物館条例の制定についてです。

これについては、秋月郷土館を建設された馬場さん、そして土岐さんの思いを大事にするということで確認をさせていただきましたが、委員長報告にはそれがありませんでした。特に、土岐さんについては、高価な美術品を寄贈されて、子どもたちに本物を見せて、心の醸成、そして大きく育ててほしいという思いがあると、執行部については入場料等ではしておりますが、特例をもってちゃんとその点については対応していくというふうな、そういう答弁があったと思いますので、間違いがないかどうかの確認をさせていただきたいと思っております。

○議長（浅尾静二君） 暫時休憩いたします。

午前10時20分休憩

午前10時20分再開

○議長（浅尾静二君） 休憩前に引き続き再開いたします。

今、12番富田議員より総務文教常任委員長の報告に対する質疑が行われました。朝倉市議会の申し合わせ事項を確認いたしました。先例72によりますと、議員は自己の所属する委員会の委員長報告に対しては質疑をしないというふうに申し合わせ事項に入っており

ますので、冨田議員の質問は許可をしないということとします。

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

(総務文教常任委員長 堀尾俊浩君降壇)

○議長(浅尾静二君) それでは、第20号議案朝倉市オフトーク通信施設ひまわり通信条例を廃止する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 御異議なしと認めます。よって、第20号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第21号議案朝倉市秋月郷土館条例を廃止する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 御異議なしと認めます。よって、第21号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第22号議案朝倉市情報化推進センター条例を廃止する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 御異議なしと認めます。よって、第22号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第23号議案朝倉市杷木定住促進住宅団地条例を廃止する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第23号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第24号議案朝倉市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第24号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第25号議案朝倉市職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第25号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第26号議案朝倉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び朝倉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第26号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第27号議案朝倉市特別会計条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、

討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 御異議なしと認めます。よって、第27号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第29号議案朝倉市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 御異議なしと認めます。よって、第29号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第30号議案朝倉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 御異議なしと認めます。よって、第30号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第36号議案朝倉市総合計画策定条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 御異議なしと認めます。よって、第36号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第37号議案朝倉市秋月博物館条例の制定についてを議題とし、討論を行います。  
御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第37号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第40号議案第3次朝倉市男女共同参画推進計画の策定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第40号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第41号議案財産の処分について（下町区自治会）を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第41号議案は原案のとおり可決されました。

次に、環境民生常任委員会に付託していた第2号議案外10件を議題とし、環境民生常任委員長の報告を求めます。環境民生常任委員長。

（環境民生常任委員長 今福勝義君登壇）

○環境民生常任委員長（今福勝義君） ただいま議題となりました第2号議案ほか10件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

まず、第2号議案平成29年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計予算についてです。  
本特別会計では、住宅の改修や新築に充てるための資金や宅地を取得するための資金の

貸付事業が実施され、現在は償還業務を行っています。予算総額を779万1,000円で編成するもので、平成29年度予算は滞納者の減少により県支出金及び貸付金、元利収入が減少したことなどから、平成28年度と比較して55万7,000円減少しています。

審査に当たっては、収入未済額についてただしたところ、収入未済額は、平成24年度末は1億2,900万円、平成28年度末の見込みは1億700万円と、4年間で2,200万円減少しているとのことでした。

また、納付状況を把握し、納付が滞っている方については、電話催促などにより、少しずつでも確実な納付につなげているとのことでした。

本委員会としましては、滞納の解消に向け、今後も地道な努力の継続を期待し、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第4号議案平成29年度朝倉市国民健康保険特別会計予算についてです。

本特別会計は、事業勘定と直営診療施設勘定の2つの勘定が設定されています。

まず、事業勘定については、予算総額を86億8,310万7,000円で編成するもので、平成28年度当初予算と比較し1.1%の減少となっています。平成29年度の被保険者数の見込みは1万4,196人、平成28年度と比較し2%の減少が見込まれます。平成29年度は、医療機関から請求されるレセプトの点検強化などによる給付の適正化と保健事業での被保険者の健康保持・増進による医療費の抑制、削減に努め、さらに収納対策課と連携し、保険税徴収率の向上を目指します。

なお、平成30年度からの制度改革に向け、システムの導入や制度の周知を行います。

次に、直営診療施設勘定については、予算総額を2億8,737万5,000円で編成するもので、平成28年度当初予算と比較し6.5%の増加となっています。

外来診療においては、受診者の高齢化、減少傾向が続いていますが、平成29年度からは新たに協会けんぽの健診を受託予定となっており、医療用機械器具の更新も予定されています。

審査に当たっては、医療用機械器具の更新についてただしたところ、全身用エックス線CT装置及び内視鏡洗浄装置の更新を行います。特にCT装置は平成11年に購入しており、耐用年数を過ぎているとのことでした。

なお、正確な診断に支障を来さないよう、医療用機械器具の更新計画を策定しており、それに基づき更新を行っているとのことでした。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第5号議案平成29年度朝倉市後期高齢者医療特別会計予算についてです。

本制度の運営は、福岡県後期高齢者医療広域連合が主体で、市は保険料の徴収や相談などの窓口業務を行っています。予算総額を9億114万7,000円で編成するもので、平成28年度当初予算と比較し6%の増加となっています。後期高齢者医療保険料について、被保険

者数の増加と平成29年4月からの保険料軽減判定の見直しにより、歳入の増加が見込まれています。

審査に当たっては、被保険者1人当たりの医療費についてただしたところ、平成26年度は121万円、平成27年度は119万円であり、福岡県内でも高い位置にあるとのことでした。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第6号議案平成29年度朝倉市介護保険特別会計予算についてです。

予算総額を59億62万8,000円で編成するものです。

まず、介護給付費の合計額は54億2,173万8,000円で、平成28年度当初予算と比較し2.5%増加しています。市内や近隣地域の介護施設の開設による給付額の増加などが見込まれています。

次に、地域支援事業の合計額は2億9,183万円で、平成28年度当初予算と比較し30.2%の増加となっています。平成29年度から、新たな要支援者の自助、健康寿命の延伸を目的として、介護予防手帳の作成と元気な高齢者などを対象に介護予防サポーターの養成に取り組みます。

さらに、短期集中予防サービスを行う通所型サービス及び住民主体による支援を行う通所型サービスの追加などを行いますが、住民主体による通所型サービスでは介護予防サポーターが担い手となります。

審査に当たっては、新たに追加される通所型サービスへの移行についてただしたところ、基本的に既に要支援の認定を受けているサービス利用者についてはそのまま継続することを考えているとのことでした。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第12号議案平成28年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）についてです。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ140万2,000円を追加するものです。平成27年度繰越金を今後の歳入不足に備えるため、財政調整基金に積み立てます。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第13号議案平成28年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてです。

事業勘定については、歳入歳出予算にそれぞれ1,838万3,000円を追加するものです。

歳入は、一般被保険者国民健康保険税における現年分の医療給付費分の増額、退職者医療制度の縮小による療養給付費交付金における現年度分の減額及び本年度決算で見込まれる歳入の不足を補てんするために、一般会計から2億円の繰り入れなどを行います。

歳出は、平成27年度の療養給付費等負担金の実績報告による返還金、前期高齢者交付金精算による返還金の増額などを行います。

直営診療施設勘定については、歳入歳出予算にそれぞれ747万8,000円を追加するものです。平成27年度繰越金を財政調整基金に積み立てます。

審査に当たっては、一般会計からの繰り入れについて、国民健康保険税滞納の解消に向けた取り組みの状況をただしたところ、収納対策課と連携し徴収に努め、累積滞納額は年々減少しており、平成28年度の収納率についても平成27年度と同程度が見込まれるとのことでした。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第14号議案平成28年度朝倉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてです。

歳入歳出予算の総額から、それぞれ1,030万7,000円を減額するものです。

歳入は、平成28年度の後期高齢者医療保険基盤安定制度繰入金の額が確定したことにより、保険基盤安定制度に基づく一般会計からの繰入金を減額します。

歳出は、福岡県後期高齢者医療広域連合に納付する保険基盤安定負担金を減額します。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第15号議案平成28年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてです。

介護保険法改正対応システム改修事業について、国庫補助の減額により、一般会計繰入金との財源組み替えを行うものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第28号議案朝倉市税条例等の一部を改正する条例の制定についてです。

仮認定特定非営利活動法人の名称変更と消費税率10%の導入延期により、住宅ローン控除の適用期限の延長、軽自動車税の環境性能割の導入延期及び法人市民税の法人税割の税率引き下げの延期などを行うものです。

本委員会としましては、法令の改正による規定の整備であることから、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第38号議案朝倉市手話言語条例の制定についてです。

手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解及び普及を図り、全ての市民が安心して暮らすことができる朝倉市を実現するために、この条例を制定するものです。

審査に当たっては、施策の推進について、具体的な内容、今後のスケジュールについてただしたところ、現在も取り組んでいる事業については継続するとともに、平成29年4月以降に関係者との協議を行い、実施できるものから早期に取り組んでいきたいとのことで

した。

本委員会としましては、手話が言語であるとの認識に基づき、市が市民への啓発と普及を行うことを期待し、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第39号議案朝倉市障害者計画の変更についてです。

朝倉市障害者計画の計画期間を1年延長し、平成29年度までとするものです。

障害者計画の次期計画の策定に当たり、基本とする国の第4次障害者基本計画の始期は平成30年度であり、新たな計画の協議が現在行われていること、また障害者計画と関連する朝倉市障害福祉計画の始期も平成30年度であることから、朝倉市障害者計画の始期を平成30年度とするため変更を行います。

審査に当たっては、現在の計画の延長により、今後策定される次期計画の考え方についてただしたところ、アンケートや調査による結果を次期計画に取り込み、計画の期間も障害福祉計画の3年間を考慮した計画期間としたいとのことでした。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過及び結論です。何とぞ本会議におかれましても本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（浅尾静二君） 以上で、環境民生常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（環境民生常任委員長 今福勝義君降壇）

○議長（浅尾静二君） それでは、第2号議案平成29年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第2号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第4号議案平成29年度朝倉市国民健康保険特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告

のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第4号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第5号議案平成29年度朝倉市後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第5号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第6号議案平成29年度朝倉市介護保険特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第6号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第12号議案平成28年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第12号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第13号議案平成28年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第13号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第14号議案平成28年度朝倉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第14号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第15号議案平成28年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第15号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第28号議案朝倉市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第28号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第38号議案朝倉市手話言語条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第38号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第39号議案朝倉市障害者計画の変更についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第39号議案は原案のとおり可決されました。

10分間休憩いたします。

午前10時54分休憩

---

午前11時4分再開

○議長（浅尾静二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、建設経済常任委員会に付託していた第3号議案ほか18件を議題とし、建設経済常任委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長。

（建設経済常任委員長 稲富一實君登壇）

○建設経済常任委員長（稲富一實君） ただいま議題となりました第3号議案ほか18件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論を簡潔に報告します。

まず、第3号議案平成29年度朝倉市簡易水道特別会計予算についてです。

予算総額を歳入歳出それぞれ7,723万6,000円で編成するものです。簡易水道施設の設置箇所及び給水区域は7カ所で、給水世帯数は87世帯です。予算額が昨年度に比べて6,639万2,000円の増となっておりますが、これは平成29年度から2カ年にわたって、寺内簡易水道の配水管布設がえ工事を行うためで、将来的には上水道につなげるよう計画をしているとのことでした。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第7号議案平成29年度朝倉市工業用地造成事業特別会計予算についてです。

予算総額を歳入歳出それぞれ84万6,000円で編成するものです。烏集院工業団地の管理業務として、調整池など市有地部分の除草、清掃等の管理業務及び下流域の水質調査を実施するものです。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第8号議案平成29年度朝倉市工業用水事業会計予算についてです。

本市の工業用水はキリンビール福岡工場に給水されており、1日1万5,000立米の給水が計画されています。収益的収入及び支出については、収入を1億4,894万8,000円、支出を1億1,007万9,000円で編成するものです。資本的収入及び支出については、収入を3億3,879万2,000円、支出を3億7,498万9,000円で編成するものです。

平成29年度は、キリンビールへの工業用水管の更新事業費として3億3,480万円で計上されています。資本的支出には、このほかに両筑平野用水二期事業費負担金3,718万9,000円を計上しています。

また、現金の増減を要因別にまとめたキャッシュフロー計算書によると、資金期末残高は6億9,333万8,000円となるとのことです。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第9号議案平成29年度朝倉市水道事業会計予算についてです。

給水戸数は9,366戸、1日の平均給水量は7,644立米を予定しています。収益的収入及び支出については、収入を5億8,690万9,000円、支出を5億4,810万円で編成するものです。資本的収入及び支出については、収入を6,186万8,000円、支出を1億9,887万円で編成するものです。

主な建設改良事業として、配水管布設等工事に4,610万円、浄水場施設更新等工事に1,352万2,000円が計上されています。そのほか、両筑平野用水二期事業費負担金として885万3,000円が計上されています。

また、現金の増減を要因別にまとめたキャッシュフロー計算書によると、資金期末残高は12億6,195万8,000円となるとのことです。

委員からは、水道料金の徴収率の確認があり、過去の現年度分を見れば98.5%の収納率とのことで、未収金についても分納の確約をとったり、それでも支払われない場合には停水を徹底したりするなど、徴収に力を入れているとのことでした。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第10号議案平成29年度朝倉市下水道事業会計予算についてです。

この事業会計は、総務省からの通達により、平成31年度までに公営企業会計への適用を進める旨の要請を受け、平成29年度から下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用

することに伴い、従前の下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、個別処理排水事業特別会計の3特別会計を一本化したものです。

水洗化人口は2万6,297人、1日の平均処理水量は1万1,332立米を予定しています。収益的収入及び支出については、収入を22億3,231万9,000円、支出を21億419万3,000円で編成するものです。資本的収入及び支出については、収入を16億5,047万8,000円、支出を21億5,879万8,000円で編成するものです。

主要な建設改良工事として、流域関連公共下水道管渠建設工事に8億1,500万円、特定環境保全公共下水道管渠建設工事に2億9,500万円、市設置型浄化槽整備事業に6,811万7,000円などを計上しています。

また、ストックマネジメントに基づき、施設の長寿命化対策を実施します。

また、現金の増減を要因別にまとめたキャッシュフロー計算書によると、資金期末残高は4,280万4,000円となるとのことです。

委員からは、一般会計からの繰入金の総額の確認があり、収益的収支で9億4,159万6,000円、資本的収支で3億6,648万3,000円など、合計で約13億円とのことでした。繰入金は32年から37年がピークとなり、起債の償還とともに減少していくとのことですが、一般会計を圧迫することになれば、事業債の平準化債への借りかえも考えなければならないとのことでした。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第16号議案平成28年度朝倉市下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてです。

事業費の確定などにより、歳入歳出それぞれ1億6,614万1,000円を減額し、地方債の限度額の補正を行うものです。

本委員会といたしましては、事業推進上、必要な措置であることから、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第17号議案平成28年度朝倉市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてです。

ストックマネジメント事業の確定などにより、歳入歳出それぞれ2,132万5,000円を減額し、地方債の限度額の補正を行うものです。

本委員会といたしましては、事業推進上、必要な措置であることから、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第18号議案平成28年度朝倉市個別排水事業特別会計補正予算（第1号）についてです。

浄化槽設置内容の確定に伴い、財源の組み替えを行い、地方債の限度額の補正も行うものです。

本委員会といたしましては、事業推進上、必要な措置であることから、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第19号議案平成28年度朝倉市水道事業会計補正予算（第2号）についてです。

収益的収入及び支出においては、高料金対策に要する繰入基準の変更により該当しなくなったため、収益的収入を3,643万6,000円減額するものです。

また、資本的収入及び支出においては、資本的支出において、配水管布設工事の減工等により、建設工事費の合計額2,403万5,000円減額するものです。

本委員会といたしましては、事業推進上、必要な措置であることから、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第31号議案朝倉市道路占用料徴収条例及び朝倉市法定外公共物条例の一部を改正する条例の制定についてです。

道路占用料徴収条例と法定外公共物条例の2つの条例が同時に提案されており、それぞれに同じ部分を改めるもので、改正の趣旨は別表に記載されている金額や文言の改定を行うものです。金額や文言の設定は、道路法施行令の改正に伴い、それに準拠した額を記載したとのことです。

記載金額が消費税抜きの金額で記載されていることに関して、別の条例で消費税込みで表記されているものもあることから、庁内での表記方法の見解について確認したところ、占用期間が1カ月以上である場合は非課税となり、消費税がかからなくなるケースがあるため、この条例に関しては消費税込みで表記することは難しいとのことでした。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第32号議案朝倉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてです。

石の橋団地と松の木団地の統合建てかえが完了し、入居者の移転も完了したことにより、市営住宅石の橋団地を廃止することに伴う条例の整備です。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第33号議案朝倉市営住宅污水处理施設条例の一部を改正する条例の制定についてです。

市営住宅杉馬場団地に浄化槽を設置したことに伴い、これを管理するために条例に追加するものです。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第34号議案富有ヶ丘団地条例及び朝倉市営寒水住宅条例の一部を改正する条例の制定についてです。

富有ヶ丘団地は、福岡県住宅供給公社が定住促進住宅として建設したもので、旧杷木町

が一括借り入れを行い、入居者へ貸し付けを行っていました。今回、平成29年度当初予算に借上げ金の全部を繰り上げ償還する額を計上し、無償譲渡を受けることに伴い、それぞれの条例の整備を行うものです。

将来的には、入居者への譲渡を行う計画としており、この条例の整備により、現入居者の希望者への払い下げ手続が可能になるとのことです。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第35号議案朝倉市水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

福岡県南広域水道企業団の水量不足により、企業団内において基本水量の調整が行われることなどに伴い、条例の整備を行うものです。

具体的には、同企業団からの1日の最大取水能力が2,100立米から1,930立米になります。なお、この水量の改正は、小石原川ダムが完成するまでの暫定措置となり、完成後にはもとの水量に戻るとのことでした。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第42号議案財産の処分について（柿添区）です。

市営住宅石の橋団地の廃止に伴い団地敷地内にあった集会所を柿添区に無償譲渡するものです。建物は、耐用年数を過ぎた木造平屋建てで、これまでも柿添区公民館として使用されてきたものです。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第43号議案市道路線の認定についてです。

認定する路線は、六反田8号線、延長24メートル、幅員6メートルで、開発行為により道路用地として寄附を受けたことに伴い認定するものです。現地調査では、抜いたコアでアスファルトの厚みの確認を行うなど、過去の委員会での議論を前向きに検討し、実施されてありました。

その後、詳細な説明を受け、認定基準に合致することを確認し、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第44号議案から46号議案については、関連がございますので、一括して御報告いたします。

土地改良事業を行った場合、換地処分前に工事前の土地の字界から工事後の新たな字界に変える必要があるため、字の区域の変更を行うものです。

第44号議案は、上秋月地区・田代地区、第45号議案は上須川地区・第1換地区、第46号議案は上須川地区・第2換地区の字の境界を変更するものです。

本委員会では、図面等により区域の変更箇所を確認し、区域の変更は妥当であると考えられることから、3議案とも全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過と結論です。本会議におかれましては、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（浅尾静二君） 以上で、建設経済常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（建設経済常任委員長 稲富一實君降壇）

○議長（浅尾静二君） それでは、第3号議案平成29年度朝倉市簡易水道特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第3号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第7号議案平成29年度朝倉市工業用地造成事業特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第7号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第8号議案平成29年度朝倉市工業用水道事業会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第8号議案は原案のとおり可決

されました。

次に、第9号議案平成29年度朝倉市水道事業会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 御異議なしと認めます。よって、第9号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第10号議案平成29年度朝倉市下水道事業会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 御異議なしと認めます。よって、第10号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第16号議案平成28年度朝倉市下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 御異議なしと認めます。よって、第16号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第17号議案平成28年度朝倉市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第17号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第18号議案平成28年度朝倉市個別排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第18号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第19号議案平成28年度朝倉市水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第19号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第31号議案朝倉市道路占用料徴収条例及び朝倉市法定外公共物条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第31号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第32号議案朝倉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第32号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第33号議案朝倉市営住宅汚水処理施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第33号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第34号議案富有ヶ丘団地条例及び朝倉市営寒水住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第34号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第35号議案朝倉市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第35号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第42号議案財産の処分について（柿添区）を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告

のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第42号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第43号議案市道路線の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第43号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第44号議案字の区域の変更について（上秋月地区（田代換地区））を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第44号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第45号議案字の区域の変更について（上須川地区（第1換地区））を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第45号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第46号議案字の区域の変更について（上須川地区（第2換地区））を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 御異議なしと認めます。よって、第46号議案は原案のとおり可決されました。

次に、予算審査特別委員会に付託していた第1号議案を議題とし、予算審査特別委員長の報告を求めます。予算審査特別委員長。

(予算審査特別委員長 柴山恭子君登壇)

○予算審査特別委員長(柴山恭子君) ただいま議題となりました第1号議案平成29年度朝倉市一般会計予算について、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

審査につきましては、4日間にわたり、歳入歳出についての説明を受け、各課質疑を行うとともに総括質疑を行い、慎重審査に努めたところでございます。

予算の概要につきましては、当初予算規模を307億1,000万円とし、昨年度予算額315億6,000万円と比較しますと、8億5,000万円、2.69%の減となっているところであります。これは、庁舎建設事業や道整備交付金事業などが増であるものの、小学校空調整備事業の終了並びに中心市街地整備事業、小石原川ダム水源地域整備事業等の減によるものが大きいです。

本委員会といたしましては、この予算編成が市民の要求や期待に十分に応え得るものであるか、緊急性の度合い、不要不急なものがないか、また前年度の決算審査の質疑や意見をもとに将来の財政状況分析がなされているかなど、さまざまな視点から慎重に審査し、活発な質疑応答がなされたところであります。

審査の中では、平成28年度に契約した朝倉市庁舎建設基本・実施設計業務委託のうち、実施設計相当額の財源等を減額する修正案が提出されました。農林商工部門を現状のとおり朝倉支所に配置することにより、最小の経費で最大の行政効果の上がる庁舎整備を図るべきとの趣旨であり、修正案における契約相手からの違約金、損害賠償等が発生するリスクなどの共通認識を持つために、基本設計、実施設計における債務負担行為等、予算執行状況をただし、審議を行いました。

討論では、修正案に賛成、原案に反対の立場から、本市の基幹産業は農業であり、市のほぼ中心に位置する朝倉支所において、農林商工業を展開することが市民にとって利便性の高いものであると考えられること、建設予定地周辺における交通渋滞も懸念されており、コンパクトな庁舎を建設することで、財政面、駐車場等の安全性に配慮できること、平成28年度の予算を可決したものの、内容が変わってきていることなど、今後の事業への不安や市民への的確な説明がないことなどが挙げられました。

一方、修正案に反対、原案に賛成の立場では、農林商工部が発行する証明書類が杷木・

朝倉支所でも提供できるようになったこと、ピーポット等の空きスペースを有効利用し、コストの低減を図る取り組みを進めていくことなど、執行部からの説明を受け、議会としても市民サービスの向上、財政面を考慮しながら内容のチェックをしてきたこと、今後の厳しい財政状況の中、平成28年度当初予算を認め、可決してきた議会としての責任もあると考え、既に契約を終了している業務の予算を修正すべきではないことなどの意見が出されました。

採決の結果、第1号議案に対する修正案は賛成少数で否決されました。また、第1号議案の原案に関しては、今後、控える大型事業を勘案し、秋月小中一貫校建設事業、国道322号線のクランク解消に伴う駅周辺整備など、地域住民等も含め丁寧に説明された上で、市民サービスの向上と事業費のさらなる抑制等を念頭に置き、慎重に取り組むべきものとした上で、賛成多数により可決すべきものと決しました。

以上が本委員会の審査の経過及び結論であります。何とぞ本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（浅尾静二君） 以上で、予算審査特別委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（予算審査特別委員長 柴山恭子君降壇）

○議長（浅尾静二君） 議事進行上、暫時休憩します。

午前11時37分休憩

午前11時39分再開

○議長（浅尾静二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案に対しては、小島清人議員ほか1名から、お手元に配付のとおり、修正案が提出されております。よって、会議規則第38条の規定により、提出者の説明を求めます。2番小島清人議員。

（2番小島清人君登壇）

○2番（小島清人君） それでは、第1号議案平成29年度朝倉市一般会計予算に対する修正案について御提案申し上げます。

本修正案は、予算審査特別委員会で御提案申し上げた内容と同一であります。

まず、提案の理由を申し上げます。

提案の理由としましては、本市の庁舎整備については、事業費の抑制を図ることが重要であり、さらに本市の基幹産業である農業の振興を図る上で、農林商工部門については現状どおり朝倉支所に配備することによりその効果が期待されることから、当面は現在の体制を維持することとし、平成28年度に契約した朝倉市庁舎建設基本・実施設計業務委託の

うち、実施設計相当額について、歳出及びその財源の減額修正を行おうとするものです。

減額修正を行おうとする予算は、庁舎・十文字公園整備室が所管します2款1項5目財産管理費、小事業名、庁舎建設事業、予算総額6億4,613万円の事業費の内訳の委託料4,054万5,000円のうち、実施設計相当額1,836万円について減額修正を行おうとするものです。

次に、別紙予算修正案、平成29年度朝倉市一般会計予算に対する修正案の内訳について御説明申し上げます。

第1号議案平成29年度朝倉市一般会計予算の一部を次のように修正する。第1条中、307億1,000万円を306億9,160万円に改める。

第1表、歳入歳出予算の一部を次のとおり改める。

まず、歳入については、18款1項基金繰入金13億6,496万円を96万円減額修正するものです。

次に、第3表、地方債の起債の目的、10項の市町村合併特例事業費の限度額16億2,710万円を1,740万円減額修正し、21款1項市債49億5,990万円を1,740万円減額するものであります。

以上により、歳入については、18款繰入金1項基金繰入金の減額修正96万円と、21款市債1項市債の減額修正1,740万円の合計額1,836万円を減額修正し、歳入合計307億1,000万円を306億9,160万円に改めるものです。

次に、歳出については、2款1項総務管理費42億6,903万円を1,836万円減額修正し、歳出合計307億1,000万円を306億9,160万円に改めるものです。

以上が、別紙予算修正案、平成29年度朝倉市一般会計予算に対する修正案の内訳であります。

そこで、ただいまから農林商工部門を当面朝倉支所に配備する主な理由を申し述べます。主な理由は、次の7点であります。

まず1点目は、朝倉市の土地利用と活動拠点の整備について、その理由としては、地方創生総合戦略の最重要施策として、本市の総合的かつ均衡ある土地利用の観点から、本市の農業地域のほぼ中心に位置する朝倉支所を林業・観光振興との総合的かつ一体的な活動拠点として、また広域観光、朝倉市、うきは市、日田市等との連携による振興の活動拠点として充実強化を図るべきであること。

次に、2点目は、朝倉農業高等学校跡地活用方策との連携について、その理由としては、朝倉支所を農林業振興の活動拠点とした場合、朝倉農業高等学校跡地に近く、交通アクセスもよいことなどから、朝農跡地の農林業関係団体誘導による産業振興・活性化や、農業体験施設の整備等の活用方策との緊密な連携を図ることにより、農林行政の運営が活発化し、その効果が大きい期待できること。

次に、3点目は、庁舎整備に係る事業費について、その理由としては、農林商工部門を

新庁舎に統合する本庁方式集中型と現在の朝倉支所の配備体制の本庁方式分散型とを比較した場合、本庁方式分散型のほうが事業費を4億2,000万円程度抑制できること。

また、庁舎の配備方式に関連して、現在の朝倉・杷木両支所の整備状況としては、農林商工部門を配備している朝倉支所は昭和63年2月建築で築29年、また杷木支所は昭和58年8月建築で築34年で、いずれも耐震化が図られており、今後も十分に活用できる状態にあることから、両支所の活用方策としては、朝倉・杷木両地域の防災の中核施設を初め、子育て支援や健康増進施策などの地方創生総合戦略の活動拠点として、農林業、観光振興、また広域観光との連携による振興の活動拠点と、総合的かつ一体的に多目的活用と機能化等が図られること。

以上のような背景、現状下において、庁舎の配置方式については、平成28年3月定例会において、朝倉市議会議員で構成する市庁舎整備特別委員会委員長より、特に次の報告がなされたこと。

1点目は、農林業者の利便性のため、農林商工部は朝倉支所を拠点とするのがよいこと。

2点目は、農林商工部や環境課を集中させるためには、床面積約1,400平米を必要とするため、その事業費約7億円が増加すること。

これらの意見により、市庁舎整備特別委員会としては、執行部の配置方式の本庁方式集中型とするよりも、特に農林業者の利便性の維持向上及び庁舎整備の事業費を7億円も抑制できる効果がある、農林商工部門を現状どおり朝倉支所に配備し、また環境課も現状どおり配備する本庁方式分散型を当面維持すべきであるとする議員の意見が多数を占めたこと。

しかしながら、市庁舎特別委員会の委員長報告に対する執行部の取り扱いとしては、現在、提示されている基本設計には、市庁舎整備特別委員会において、多数の議員の賛同を得た農林商工部門を現状どおり朝倉支所に配備すべきであるとする本庁方式分散型の趣旨は全く反映されておらず、執行部はあくまで本庁方式集中型で庁舎整備を図ることで、昨年基本設計業務を進め、現在に至っております。

したがって、平成28年3月定例会において、市庁舎特別委員会の委員長が報告を行った本庁方式分散型とする最たる理由である事業費の抑制及び農林業者の利便性のため、農林商工部は朝倉支所を拠点とするのがよいこと、この報告に対して、今日まで抜本的な解決を得るまでに至っていないこと。

また、特に庁舎整備事業費については、平成27年3月に実施された庁舎に関する市民アンケート調査の集計結果においても、約6割、60.4%の市民ができるだけ財政負担を少なくすることを求めており、市庁舎整備特別委員会の報告は市民の要望とも考え方が一致、整合するものであること。

次に、4点目は、朝倉市庁舎整備検討市民会議について、その理由としては、市民で構成する朝倉市庁舎整備検討市民会議の庁舎配置方式の審議結果は本庁方式集中型に至った

が、審議の過程において、平成27年6月19日付で朝倉市長へ提出された庁舎整備の基本的方針に関する提言において、庁舎配置方式については、合併協定書に定める基本方針を踏まえ、本庁方式集中型が採用できる庁舎整備が理想ではありますが、今後も市民の利便性、事務の効率性、財政面などさまざまな視点からの検討が必要でとの提言がなされたこと。

次に、5点目は、朝倉・杷木両地域の市民の利便性について、その理由としては、朝倉地域においては、本庁方式集中型とした場合、朝倉支所から新庁舎までの距離が約8キロ程度と遠くなり、大変不便になること。また、杷木地域においても、本庁方式集中型とした場合は、特に杷木支所から新庁舎までの距離が18キロ程度となり、所要時間が約40分程度もかかることとなり、このことは現在の朝倉支所までの距離と所要時間とを比較して約2倍程度もかかるなどから、杷木地域の住民にとっては大変不便になること。

さらに、このことは、朝倉市議会が平成27年10月に開催した議会報告会においても、市民の方から同様の意見が強く出されていること。議会報告会における市民の意見の趣旨は次のとおりであります。

庁舎方式については、集中型か分散型かの問題は、国は地方創生で分散型となっているのに、何で市が集中型になるのか、既存の建物を利用すべき。集中型になると、杷木地域の市民は本庁まで行くことになり苦勞するが、行政の人間は苦勞しない。集中型になれば、その地域が人口が集中することになり、国が求めている地方創生の分散型に反しているのではないかと御意見であります。

この貴重な御意見は、まさに御指摘のとおり、現在、国が進める地方創生の人口や施設等の一極集中の是正の取り組みの趣旨と合致、整合するものであること。特に、留意事項として、この貴重な御意見は、市議会議員としての極めて重要な責務の1つである市民の意思を反映する機能に対する警告・警鐘として重く受けとめ、市民の目線の大切さを改めて学ばせていただいた貴重な御意見として、肝に銘じるべきであること。

次に、6点目は、農林商工部門の配置方式と施策推進のあり方について、その理由として、現行体制を維持することの主な効果としては、本市のほぼ中央に位置しており、合併後10年を経過し、市民の利用が定着していること。現在、三連水車を含む日本農業遺産への登録に向けた取り組みが進行中であり、原鶴温泉街の活性化につながる期待が持てること。特に、杷木地域の中山間地域における農業の担い手不足が懸念される今、農業商工連携で活動する拠点として適地であること。筑後川の恵みを最大化・共有化する広域観光、朝倉市、うきは市、日田市等との連携強化において、今後、情報の連携・発信を行っていくための迅速な対応が図られること。

一方、現行体制を変更することの主な課題としては、農業商工連携で活動する拠点として定着しつつある適地から離れることで、これまで築き上げてきたものが迅速に行われなくなること。筑後川の恵みを最大化・共有化する広域観光、朝倉市、うきは市、日田市等との連携強化において、今後、情報の連携・発信を行っていくための迅速な対応がとれな

くなること。

特に、中山間地域において多くの災害の発生が懸念される杷木地域では、一刻を争う緊急時に迅速な対応が困難となること。新庁舎は、農業地域の中心地から西側に位置するため、高齢化が進む農業者においては遠距離となり、利便性が著しく低下すること。

最後の7点目は、農林商工部門を朝倉支所に配備することに伴う利便性低下の解消方策のあり方について、その理由としては、行政サービスの分散化による利便性の低下の解消を図るための方策としては、議員一人一人の総合調整能力の向上を図るとともに、部・局・課間の連携協議の円滑化、迅速化を図るためのテレビ会議システムの構築や電子決済システムの導入、またネットワークシステムの活用による各種証明の発行や申請等の手続事務の効率性や迅速性に配慮するなど、行政サービスの改善・向上になお一層努めるべきであること。

以上、ただいま申し述べた主な7点の理由を総合的に勘案し、農林商工部門については当面は現状どおり朝倉支所に配備すべきであると考えます。

特に、今後の財政運営は一層厳しくなることが明白であり、将来に負の遺産を残さないようにするとともに、今日の国の地方創生の潮流にのっとり、朝倉版の地方創生総合戦略の一環として、とりわけ施設等の一極集中を緩和し、朝倉支所が本市の農林業、観光振興、また広域観光の朝倉市、うきは市、日田市との連携による振興の活動拠点、司令塔として浮揚・発展することを強く望むところであり、このような現状を十分に鑑み、庁舎整備に当たっては大局的見地から、本市の将来を展望した最小の経費で最大の行政効果の上がる庁舎整備を図るべきであると考えます。

そこで、朝倉市庁舎建設の基本設計のあり方について、再度見直しを図るべく、実施設計相当額1,836万円について、歳出及びその財源の減額修正を提案するものであります。

以上、提案理由を御説明申し上げましたが、皆様方には十分なる御審議を賜り、何とぞ本修正案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

これもちまして、第1号議案平成29年度朝倉市一般会計予算に対する修正案についての提案理由の説明を終わります。ありがとうございました。

○議長（浅尾静二君） 以上で説明は終わりました。

修正案考案のため、暫時休憩いたします。その場でお願いいたします。

午前11時58分休憩

午前11時59分再開

○議長（浅尾静二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、第1号議案に対する修正案を議題といたします。

これより第1号議案に対する修正案の質疑を行います。質疑は、申し合わせにより、同一議題について1人3回までとなっております。御了承願います。

それでは、質疑ありませんか。14番梶原康嗣議員。

**○14番（梶原康嗣君）** 私は、先日からの予算委員会のときに、委員長ということで手を挙げましたが、反対討論がなかったのものでそのままおざなりになっておりました。

そういったことで、今、小島議員から、議会報告会のときに杷木で分散型がいいというような報告がなされたら、そういった報告がありましたが、私も同席しておりましたが、これは朝倉の間違ひではないかな、杷木ではそういった議題には上がっていなかったな、杷木で特に議題に上がったのは中学校における小学校の統合問題がちょこっと、主な議題としては、コミュニティ会長の報酬、それから民生委員の報酬を何とか市にならんかというようなことが私は主な議題ではなかったかなと感じております。

それは別として、私は、当初、それは小島議員も御存じのとおり、分散型がいいということでもずっと言い続けてきました。多分、いつだったかわかりませんが、市民からパブリックコメントをとるということで期限が迫られた中で、私は私なりに小さな我が家に38名の市民の方に来ていただいて、どのようにしたらいいものかということで、これは総務部長も知っていると思いますが、多分34名の方にパブリックコメントを提出していただいたらと思うております。

その中で、杷木、それから星丸等々においては、やはり小島議員が言うとおりに、旧朝倉の庁舎にあったほうが良いというような意見が多い中で、私は、「梶原さん」と、杷木でもそういった耕作証明書といいますか、農業委員会等々にいろんな手続ができるシステム、組織をつくっていただくならば、それにこしたことはありませんということが、私はパブリックコメントから見て大半ではなかったかな、かように信じております。

そういった中で、執行部のほうも歩み寄りを見せていただきまして、杷木の支所でも農業委員会3条、5条の申請、また耕作証明書も杷木の支所でも、またいろんな手続も支所でもできるような体制づくりをするということで、現在も農業委員会の申請等々は杷木の支所でもできるようになっております。

そういったこと、それからピーポートにいろいろな所管も置くと、事業費の抑制にもしますよということで、私は振り上げたこぶしはじゃということで、集中型でも構わんということで現在に至っておるわけでありませう。

そういったことを鑑みながら、私は原案といいますか、小島議員が言う修正案には反対をさせていただきます。

そういったことで反対をしますので、小島議員は議会報告会において、多分誤解があったのかなと思いますので、まずそれからお伺いをいたしたいと思ひます。

**○議長（浅尾静二君）** 2番小島清人議員。

**○2番（小島清人君）** ただいま梶原議員から御質問があった、議会報告会でどこで話されたのかということで、この内容は、今、梶原議員がおっしゃいます朝倉であったというふうには理解してあります。ただ、そこでの御意見の趣旨としては、杷木地域のことが出さ

れたということで、ここに上げておるところであります。たしかそういうことで、今、おっしゃるように、そのときに杷木の方がお見えになって、ちょっと私も定かでございますけれども、そういったことでの報告をいただいたということで申し上げたところがございます。

○議長（浅尾静二君） 14番梶原康嗣議員。

○14番（梶原康嗣君） もう一遍、再度確認をとりたいと思いますが、多分議会報告会のそういった報告会は議事録に多分残っておるんじゃないかなろうかと思っておりますので、私も確認しますが、小島議員も再度確認していただいて、私の覚えるところでは、多分朝倉の方が朝倉に残してくれと言ったものであって、杷木の楽邑館では杷木の者はそういったことは言った覚えもないし、杷木の方が朝倉に来て、そういったことも言ったことはなかったのではないかなと思っておりますので、私ももう一度確認しますので、小島議員ももう一度確認をよろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（浅尾静二君） 2番小島清人議員。

○2番（小島清人君） 私も、今、御質問のとおり、これは最終的に議会報告会で、会場からどういった意見が出たということは議事録として報告として残っておると思っております。私は、そういった中で、繰り返しでございますが、梶原議員の杷木だったのか、朝倉だったのかということでございますが、私は朝倉でこういった杷木の御意見がされたというふうな認識でおるところでございます。そこあたりは、また私も再度確認をしてみたいと思っております。以上でございます。

○議長（浅尾静二君） ほかに、6番半田雄三議員。

○6番（半田雄三君） 前回からずっと気になっていたことが1つとして、まず2番目の理由に挙げられました朝農跡地との距離の関係、朝倉支所から朝農跡地までと朝農跡地から今のピーポートまでの距離というのは恐らく中間地点にあると思っておりますので、理由の1つから削除していただきたいということと、もう一点は、庁舎整備につきましては、朝倉市が今現状、人口が減っていてどうしようかという中の1つの施策の一環としてなされていると思っております。その点につきまして、現状打破という部分も目指して、本庁方式という形態をとられたというふうに思いますが、その点につきましては小島議員はどういうふうに思われていますか。

○議長（浅尾静二君） 2番小島清人議員。

○2番（小島清人君） 2点目の朝倉農業高等学校跡地活用方策との連携についてで、この項を削除してもらいたいということでございます。

私が展望しておりますのは、朝倉支所がこういった農業の振興の活動拠点となれば、これは私もまだ見えないところもありますけれども、朝倉支所が機能化することによって、距離的には中間地ではあるかと思っておりますけれども、そういった残すことによって、機能化することによって連携がされていくと、それは半田議員がおっしゃいますように、本庁か

らでもそれは可能だと思いますけれども、私は朝倉支所に農業の振興の拠点を置いた中で、そういった連携ということで、位置づけをさせていただいているということでございます。

もう一回、もう一点をお願いします。

○議長（浅尾静二君） 6番半田雄三議員。

○6番（半田雄三君） 2点目の件ですか、庁舎建設、そして本庁方式という流れの中には、今、朝倉市が現状人口が減って衰退してきているのではなかろうかという部分を鑑み、そしてその現状を打破しようという意図が含まれているというふうに思います。その部分を、分散方式を主張される小島議員は、そういう面につきましてどのようにお思いでしょうか。

○議長（浅尾静二君） 2番小島清人議員。

○2番（小島清人君） 私がここから提案しておりますのが、当面という置き方で書いておりますけれども、なぜ当面なのかということでもあります。総体的には人口減少で、これは農業者の人口も年々減っておるということでございます。このような中で、農業経営者の現状は、市内の農地の約6割を個人が経営しておられると、御案内のとおり、高齢化、後継者がいないということで、減少の一途をたどっているわけではありますが、そういった中で、今まさに農業法人を含めた担い手の育成による農業生産基盤の維持・確保が求められていると、そういった過渡期にあるのではないかなというふうに理解をしております。

これは、私は12月の一般質問でもそういった質問で、高齢化のスピード化、そういった農業法人、生産基盤の体制づくりがということで質問したところでありますし、それから私はそういったことで、農業生産基盤の維持・確保体制が構築できるまでの激変緩和措置として、農業経営者の利便性を鑑みて、本市の農業地域のほぼ中心に位置する朝倉支所を林業・観光振興との一体的な活用として充実を図るべきではないかというふうに考えておるところでございます。

また、ちょっと質問から離れているか知りませんが、特に観光行政につきまして、筑後川の恵みを最大化・共有化するというので、広域観光の取り組みが進められておりますし、私も12月議会でも市長に対して、食と農の景観・景勝地、そういった質問をさせていただいているところでございますし、そういった活動拠点として充実強化を図るべきだと。

したがって、私がここで申し上げたいのは、農業の関係について、生産基盤が一定確立をし、そして後段で言います広域観光あたりの基盤あたりができていけば、私はこれは集中化を図っていいんじゃないかなという考えを持っております。それまでの今の朝倉市の現状を私なりに見ました場合、今、申し上げますような現状を鑑みて、当面、そういった激変緩和、そういった形で体制をつくるべきじゃないかなというふうに思っております。

また、人口の関係も、おっしゃいますように年々減ってきておりますし、これに伴いまして、いろんな面で農業面でも大きな後継者減少とか、そういったことにつながっておりますし、返答になっていないかも知れませんが、そういった視点でのことで捉えているところでございます。以上でございます。

○議長（浅尾静二君） ほかに。13番村上百合子議員。

○13番（村上百合子君） 7項目の中のどこに位置するかがちょっと、2の朝農跡地の活用の連携とか、その後の5番とかにあります。朝倉市は今人口が減っておりますが、甘木地域、朝倉地域、杷木地域を考えると、農業従事者の人口の一番多いところはどこだと小島議員は考えておられますか。

○議長（浅尾静二君） 2番小島清人議員。

○2番（小島清人君） ちょっと私もそこら辺は、正直申し上げまして、数字を持っていませんので、確たることは言えませんが、私が思いますのには、何でも100%どこでも満足ということにはいかないと思いますが、私が思いますのは、朝倉支所を農業拠点とした場合は、ちょうど近隣の旧朝倉地域、杷木地域はもちろんですが、旧甘木市のほうでは高木、三奈木、それから金川、蜷城、福田、ここらあたりが非常に距離的にも近いというように認識をしております。

だからといって、馬田のほうとか、上秋月のほうをそれでもいいよというわけじゃございませんけれども、先ほどから申し上げます農業の中心がその辺にあるんじゃないかなということ、私はそういったことで朝倉支所を残したらいいんじゃないかということでございます。

済いません、確たる数字はどこの地区がどがしこと持っていませんので、申しわけございませんが、そういったことで考えております。

○議長（浅尾静二君） 13番村上百合子議員。

○13番（村上百合子君） 私も、小島議員が言われる農業の振興に対してしっかり考えてあるということに対しては思いますが、農業者の方たちの耕作証明書とか、いろんな配慮が今取り組まれていますね。その中で、農業従事者が集中型において、観光とかいろんな連携がとれるということにおきまして、全体的な修正案に対しての疑問を持ちました。

農業の方の本当の広域的な、農業振興課に行きたかったけど、実際には自分が要望している事業は建設課だったという関係もあるんですね。そういう面で言うと、職員の利便性だけではない、多くの農業者の方たちの利便性を考えたときに、集中型が必要なのではないかなという考えもございしますが、その点、小島議員はどのようにお考えでしょうか。

○議長（浅尾静二君） 2番小島清人議員。

○2番（小島清人君） 私も、繰り返し申し上げますように、あくまでも当面ということでございます。一定の農業基盤体制ができ、また観光振興の体制が、今、進行形のものができていけば、そこあたりは一定の集中化ということもこれは当然出てくるのでは

ないかなど。

しかし、私が思いますのは、現状はまだまだそこまで達していないというふうに認識しておりますものですから、そこらあたりの施策の推進を図りながら、進めていくべきではないかなというふうに思っております。

特に、これからの農業は、農業だけでは食べていけないということであります。御案内のとおり、広域的な観光、農業と観光を一体化したことでの取り組みが進められているところでございますし、そういったことを展望しながら、またそういった段階では市民の方がおっしゃいますように、そういった集中型のほうがいいということであれば、当然これはいつの時点でも組織の変更というのはできるわけですから、そういったことで私は考えております。以上でございます。

○議長（浅尾静二君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（2番小島清人君降壇）

○議長（浅尾静二君） これより第1号議案及び第1号議案に対する修正案を議題とし、一括して討論を行います。御意見ありませんか。7番堀尾俊浩議員。

○7番（堀尾俊浩君） 今、小島議員が提案者ということで、真剣に考えられているという事は十分わかっております。ですが、私は、予算原案に対して賛成、そして修正案に対して反対の立場から討論させていただきたいと思っております。

先日の予算審査特別委員会においても同じような討論をしましたので割愛いたしますが、先ほどから出ておりますように、昨年、28年度の予算という部分で、1名の反対でこの議会も賛成いたしました。しかし、その中では、執行部のほうからもいろんな提案がございまして、ピーポートの空き部屋の有効活用、それから市民サービスの低下を防ぐためのいろんな施策をやっていくということの申し入れもあり、そういった面で賛成ということになっております。

私は、議会としては、システムのいろんな向上、それからサービスの向上、それから事業費の抑制、こういったことも執行部だけではなく議会も一緒になって考えていくべきであるというふうに思っております。そういった面で、原案に対して、さらなるサービスの向上、事業費のさらなる抑制、これを私どももしっかりと取り組んでいくということを考えながら、原案について賛成討論とさせていただきます。

○議長（浅尾静二君） ほかに。4番重松一英議員。

○4番（重松一英君） 私は、修正案に賛成の立場で討論させていただきます。

私の思いは、あくまでも財政を心配してからの考えからでございます。大型事業がめじろ押しの中で、市の財政を圧迫していくのは目に見えております。市庁舎の建てかえ、朝農跡地の整備、杷木小学校の統廃合、秋月博物館の建設、秋月小中一貫校建設、国道322

号のクランク解消及び周辺市街地開発など、どれをとってもお金のかかる問題であります。

よりによって、この時期に集中したなと思っておりますけれども、合併特例債を使って事業をやりたいという思いもあるでしょう。ですが、優先順位を考えて、どの事業から先に実行していくか、真剣に考えるべきときだと思います。

12月の一般質問で、上杉鷹山の藩政改革の例を挙げましたが、当時のお金で16万両、今のお金に直して80億円から160億円もの借金をみずから率先して一汁一菜の儉約に努め、大儉約を進めて殖産興業に励み、藩の財政を立て直したことは有名です。

どの事業を縮小すれば市民に納得してもらえるか、母親は自分が腹が減ってもまず子どもたちに御飯を食べさせるでしょう。私たちは、公僕としての自覚が必要です。破れた綿入れの衣を着て、上等の毛皮を着ている者と並んでいても平気でいられるのは君子ならずやというような意味の論語の中の1節を思い浮かべますが、市長や議会、市職員が辛抱してこそ、市民の方にも協力をお願いできると思っております。

イソップの童話でしたでしょうか、「裸の王様」というのがあります。家来たちは、王様が裸であるにもかかわらず、「王様、その洋服は最高ですね、よくお似合いですよ」と皆で褒めます。王様も得意になって町を歩いていると、1人の子どもが「王様は裸だ」と言います。本当は、周りの大人たちが注意してあげるべきです。私も裸の王様の子どもになりたいと思っております。

物の見方は、右から見るか、左から見るか、前後ろから見ても物の見方は変わっています。意見が違ってくるのは当然だと思っております。私が、市庁舎や体育館、市職員の給与問題まで問題提起していますが、自分の選挙だけを考えれば非常に不利なことをやっていると思っております。市職員やスポーツ関係者に嫌われるようなことを言っておりますので、ですがこれも全て市の財政状況を心配してのことです。誰かが言わなければ、みんなで考えるべき大事な問題です。そこのところをお酌み取りいただきたいと思っております。

予算全体に反対しているのではなくて、どこか削減の余地はありませんかと進言しているのです。反旗を翻しているではありません。今は突き進むだけではなくて、一歩立ちどまって、修正できるところは知恵を絞って臨むところだと思っております。改めるのに遅過ぎることはないと思っております。

以上のような考えから、修正案に賛成いたします。

○議長（浅尾静二君） ほかに。12番富田栄一議員。

○12番（富田栄一君） 12番です。29年度予算審査特別委員会での執行部の答弁について疑問があり、修正案に賛成の意見を述べさせていただきます。

私は、以下の2つの点で、議会軽視であると判断したからです。

この3月議会、29年度予算審査特別委員会が開会して尋ねた後に、庁舎建設についての28年度基本・実施設計委託料を執行部が流用していることが明らかになりました。確かに、法的には予算の款項目の目での流用は認められています。しかし、庁舎建設事業について

は、27年12月議会以来、財政と大型事業としての関連性で新聞にも取り上げられ、また市行政の中心的なものであり、市民も大きな関心を持っている案件です。

この庁舎建設事業関連28年度予算は、多くの議論の集大成ではなかったかと思います。この3月議会で尋ねられて、ただ流用したで終わっていいのでしょうか。総括質疑での市長答弁は、議会軽視はないと明言されております。

2つ目は、予算委員会での答弁が、28年予算審査特別委員会の議事録との違い、指摘しても訂正されなかったことです。再度、議事録の確認をします。

28年3月、予算審査特別委員会議事録は、次のとおりです。

先ほどの基本設計と実施設計の額を申しましたけれども、基本・実施の金額を合わせますと7,665万1,000円が本年度基本と実施の金額になります。今年度、基本も実施も行いまして、それから先ほど説明しました5,000万円が債務負担行為であります。その5,000万円につきましては29年度の実施設計に当たります。

以上となっております。

昨年の28年予算審査特別委員会では、28年度に基本設計をして、さらに次の実施設計に入ると、スケジュールまでも明確に議事録にあります。そして、債務負担行為は実施設計だけである、基本設計については入っていなかったとなっております。28年の議事録は変わりません。

私は、なぜ厳しく追及するのか、この事実に戻らなければ、議会で審議した成果がなくなるからです。そして、事業がおくれた原因、問題を明確化することが、よき庁舎建設のために必要だからです。そのおくれた原因は、今でも市民が不安に思っていることではないでしょうか。

1つは、これから必ずしなくてはいけないほかの事業を含めての財政見通し赤字の問題、2つ目は、当初は長所と考えていた交通アクセスなどが逆に問題であることがわかったこと、公共交通の乗り入れ問題、車の渋滞問題、駐車場不足問題、そして狭さを含めて発展性の計画問題などがあります。

今でも、十分に市民に対してわかりやすい説明が届いていません。市民にとっては、具体的対策が見えていません。この具体的対策を明確にすることが、議会の1つの役割だと考えます。

以上の2点から、市長は議会軽視ではないと答弁されましたけれども、私は議会軽視であると判断し、ここは議事録に戻り、そこにある問題を明らかにして、市民目線で真剣に討議すべきだと考え、あえて本案に反対し、修正案に賛成します。

ただ、私が、28年予算審査特別委員会、3月議会を欠席しておりました。真剣に討議された議員の皆さんの結晶が議事録であろうと思います。議会軽視ではないという、出席された議員の方々の御意見もあろうかと存じます。ぜひ、議場で教えていただきたいことを申し添えます。以上です。

○議長（浅尾静二君） ほかに。9番稲富一實議員。

○9番（稲富一實君） 私は、原案に賛成、修正案に反対の立場であります。

今回の予算は、前年度に比べて約8億5,000万円の減少をしております。特に、総合的体育施設整備事業の延期に関しては、市長苦渋の決断であったと推察されます。それでも、今後、想定される厳しい財政問題への対応を考えると、大型事業、特に市庁舎建設や秋月小中一貫校建設事業、そして国道322号のクランク解消に伴う駅周辺整備事業などは、慎重に取り組むべきと考えておるところでございます。

しかしながら、今回提出されました修正案に関しては、平成28年度の当初予算で約7,655万円、債務負担行為約5,075万円、2年間で合計約1億2,700万円の市庁舎に関する基本設計・実施設計委託料を提案され、それを可決した議会としての責任もあると考え、議会としての責任もあると考え、既に契約まで終了している業務の予算を修正すべきではないと考え、原案に賛成、修正案に反対をいたします。以上です。

○議長（浅尾静二君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

議事進行上、暫時休憩いたします。その場でお願いいたします。

午後零時30分休憩

午後零時31分再開

○議長（浅尾静二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより第1号議案及び第1号議案に対する修正案を採決いたします。

念のために申し上げます。採決は、まず修正案の可否について採決を行います。修正案が可決の場合は、その後に第1号議案の修正部分を除く原案について採決を行います。修正案が否決の場合は、その後に第1号議案原案について採決を行います。御了承願います。

それでは、第1号議案に対する修正案について、起立により採決をいたします。本修正案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（浅尾静二君） 起立少数であります。よって、第1号議案に対する修正案は否決されました。

次に、第1号議案原案について、起立により採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（浅尾静二君） 起立多数であります。よって、第1号議案は原案のとおり可決されました。

1時半まで休憩いたします。

午後零時32分休憩

---

午後1時30分再開

○議長（浅尾静二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、総務文教常任委員会に付託していた29請願第1号を議題とし、総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

（総務文教常任委員長 堀尾俊浩君登壇）

○総務文教常任委員長（堀尾俊浩君） ただいま議題となりました29請願第1号につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

29請願第1号市内における行政書士法の遵守徹底による窓口業務の適正化に関する請願書についてであります。

審査に当たりましては、執行部の出席を求め、この件に関する説明を受けたところでございます。

行政書士は、平成26年に公布された改正行政書士法により、行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求と行政庁に対する不服申し立ての手續について代理し、及びその手續において官公署に提出する書類の作成も業務とすることができるようになり、業務はこれまで以上に高度化・専門化し、行政手續の円滑な実施及び国民の利便向上についての行政書士に対する社会的要請はなお一層高まっているところですが、現状は資格を有しない非行政書士が手續を行っているケースが頻発しており、業として官公署に提出する書類作成の業務を行うことができないものとされている中、いまだこのことの認識が十分でなく、非行政書士の活動が後を絶ちません。

行政書士法第19条第1項及び行政書士制度の趣旨を理解し、不法不当な書類作成・提出行為及び申請代理行為がなされないよう、行政書士法の趣旨の周知徹底と適正な行政手續が実施されるように申し出るものです。

本請願においては、福岡県を含め県内5市が採択されている現状であり、さまざまな種類の申請、届け出がある中、朝倉市においても行政書士の名簿を常備し、対応している部署もあるとのことでした。

本委員会としましては、法令遵守のスタンスが大事であり、行政書士法の趣旨の周知徹底と適正な行政手續が実施されるべきと考えることから、本請願の趣旨に賛同し、全員異議なく、採択すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過及び結論です。何とぞ本会議におかれましても本委員会の決定に御賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（浅尾静二君） 以上で、総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

(総務文教常任委員長 堀尾俊浩君降壇)

○議長(浅尾静二君) それでは、29請願第1号市内における行政書士法の遵守徹底による窓口業務の適正化に関する請願書を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 御異議なしと認めます。よって、29請願第1号は採択することに決しました。

次に、第11号議案の審議を行います。

それでは、第11号議案平成28年度朝倉市一般会計補正予算(第4号)についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 御異議なしと認めます。よって、第11号議案は原案のとおり可決されました。

議事進行上、暫時休憩いたします。

午後1時35分休憩

---

午後1時49分再開

○議長(浅尾静二君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより追加議案等の上程を行います。

本日、市長から議案1件の送付を受けたほか、議会運営委員会から発議案1件、議員から決議案1件が提出されました。これを一括上程し、まず市長から提案理由の説明を求めます。市長。

(市長登壇)

○市長(森田俊介君) 皆様方には、連日の御審議、まことにありがとうございます。

ただいまから、本日、追加提案いたしました議案につきまして、提案理由の概要を説明いたしますので、よろしく願い申し上げます。

第47号議案人権擁護委員の候補者の推薦につきましては、人権擁護委員、釜堀幸男の任期が平成29年3月31日に、江藤博文の任期が平成29年6月30日に満了することに伴い、再度、釜堀幸男を、新たに平田洋子の人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、皆様方には十分なる御審議を賜り、御同意いただきますようお願い申し上げます。

(市長降壇)

○議長(浅尾静二君) 補足説明があれば承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 次に、発議案について、提案理由の説明を求めます。議会運営委員長。

(議会運営委員長 中島秀樹君登壇)

○議会運営委員長(中島秀樹君) ただいま議題となりました発議案第1号につきまして、議会運営委員会を代表し、提案理由を簡潔に御説明いたします。

発議案第1号朝倉市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてであります。朝倉市下水道事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴い、規定の整理を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものです。

以上、提案理由を御説明いたしました。皆様方におかれましても御賛同賜りますようお願い申し上げます。説明を終わります。

(議会運営委員長 中島秀樹君降壇)

○議長(浅尾静二君) 次に、決議案について、提案理由の説明を求めます。16番実藤輝夫議員。

(16番実藤輝夫君登壇)

○16番(実藤輝夫君) ただいま議題となりました決議案第1号朝倉市議会が積極的に活動する意思を市民に表明する決議につきまして、提出者を代表いたしまして、提案理由を簡潔に説明いたします。

決議の内容につきましては、お手元に配付のとおりであります。

内容につきまして、本市においては、市庁舎建設、総合的体育施設を含む朝農跡地利用、秋月小中一貫校建設事業、国道322号線のクランク解消に伴う駅周辺整備など、今後、抱えている大型事業を勘案すると、さらに厳しい自治体経営を迫られ、財政運営については今後とも慎重に取り組むべきである。市民サービスの低下を招くことなく、健全な自治体運営を行い、将来の朝倉市を輝かしいものにするために、議会及び執行部は以下の事項に関して積極的に取り組むべく、ここに決議する。

記。1、市長は政策の立案過程において、積極的な情報提供を行うとともに、市民及び議会に対して説明責任を果たすこと。また、議会としても、与えられた情報に基づいて、

自由闊達な討議を行うこと。

2、国庫補助金や交付金等の地方自治体への満額配分がなされていない状況下、国の動向を踏まえた事業推進を行うとともに、市の将来的な財政運営を見据えた政策決定を行うこと。

3、秋月小中一貫校建設事業については、地域の融和と合意を図るべきであり、市及び教育委員会は、学校、保護者、卒業生、地域住民などの声を広く求めて、合意形成を図ること。

4、朝倉市議会は、以上の現状に鑑み、市民の代表としての職責を全うすべく、積極的に活動していくこと。

以上であります。どうか、今日の厳しい状況の中で、皆様方におきましては、ぜひとも御賛同いただきますように心からお願い申し上げます。

説明を終わります。

(16番実藤輝夫君降壇)

○議長（浅尾静二君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

議案等考案のため、暫時休憩いたします。

午後1時56分休憩

---

午後1時57分再開

○議長（浅尾静二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案等の質疑を行います。質疑は、申し合わせにより、同一議題について1人3回までとなっております。御了承願います。

それでは、第47号議案人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、発議案第1号朝倉市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、決議案第1号朝倉市議会が積極的に活動する意思を市民に表明する決議についてを議題といたします。

質疑はありませんか。7番堀尾俊浩議員。

(16番実藤輝夫君登壇)

○7番（堀尾俊浩君） 失礼します。朝倉市議会が積極的に活動する意思を市民に表明す

る決議について質問をさせていただきます。

今回、提出された決議案の内容は、議会、また議会人として、しごく当然のことと思います。しかし、私は、なぜ今、このような決議文が今出ているのかという部分に関して、理解力が不足しておりますので、提出者にお聞きしたいと思います。

まず1番、4つの項目がございますが、1番の前半に関しましては、執行部に対しての要望というふうに僕は捉えております。後半、議会としても与えられた情報に基づいて、自由闊達な討議を行うとありますが、私たち18人の議員は、自分たちの考えを有権者に伝えて訴え、当選してきた者です。おのおのの意思で活動しているわけだと思います。自分の意思で活動しているし、発言していると思いますが、これに関してどう思われますか、これが1つ目です。

2番目、これは2つ目の項目に関しましては、市の執行部に対しての要望というふうに理解しております。

3番目、3の項目でありますように、秋月小中一貫校建設事業についてはとありますが、現在、市教育委員会と地元、学校、PTA、有識者を交えた建設協議会で慎重に進められています。一度合意形成がなされた後でも、この建設協議会では説明をしながら合意形成を目指しているところは御存じだろうと思うんです。また、一度決めたことに対しても、異論、反対意見等が出たら、今まで協議会としても合意形成を図ってきているのも事実です。

合意形成を図っていくことは大事ですが、それと同時にいつまでも同じことを繰り返しをしていくというのは切りがないというふうに思っております。多くの人が望む小中一貫校事業が全然進まないということも出てくると思います。協議会は、それでも住民の理解を深めようと、このたび3度目の広報を全戸に配布しておりますし、また秋月中学校においては、秋月、上秋月、安川、3つのコミュニティがございます。今回も、少数であるにしても、要望が出ております。ですから、住民説明会をコミュニティ単位で市の教育委員会と地元のコミュニティが共催という形でしょうかと、今、検討されております。これについてどう思われますかということが1つです。

サイレントマジョリティという言葉がございます。物言わぬ多数派、静かな多数派でございます。私は、この地区に住んでおりますのでよくわかります。朝倉市は、現在、14の小学校と6つの中学校があります。学校というのは、どこでも地域のものであり、財産、宝であります。そして、その地域の子どもたちは、地域の、そして朝倉市の宝であるというふうに思っております。これは皆さんも同じであると思います。

その件は、議員各位も理解していただいていると思っておりますが、今まで各地域ともにいろいろな問題を抱えて、市の行政はやってきております。それは、そこに住んでいる市民が、それまでの経過、それから地域の事情等を一番わかっているわけであって、例えばこれは例えとして言っているのかどうかわかりませんが、あえて言うならば、甘木町の

市街地活性化事業、これも甘木町の問題であり、いろんな意見が出たと思います。それでも、その地域に任せてやってきているわけであります。それをなぜ、秋月の場合においては意見を述べておられるのか、それはわかりません。市街地活性化事業も、それなりに投資はしてきていると思いますがと理解しております。

それから、4番目、朝倉市議会は以上のことを鑑みて、市民の代表として職責を全うすべく、積極的に活動していくこととあります。私もこれは理解力がまだまだたけていないという部分がありますので、これも理解がないということでお聞きしたいと思います。

私ども、皆さんにもお聞きしたいんですけど、どの議員も自己責任のもとに仕事をしていると思います。でも、この決議文の案では、朝倉市議会、それから朝倉市議会議員が仕事をしていないと思える、そのようなことで、あえて決意表明しているように思われてなりません。私たちは、平成27年に議会基本条例を議員発議で制定しております。その中で、議会の取り組みも制定しておりますし、あえてここで決議をする必要はないと思います。

私の理解力が不足のところもあります。ぜひとも、この質問に回答をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（浅尾静二君） 16番実藤輝夫議員。

○16番（実藤輝夫君） 一番最初に総論で言われた、なぜ今か、今だからです。今日の朝倉市の人口減少と財政の逼迫を考えたときに、今やらなかったらいつやるんですか。今回の定例議会におきましても種々論議をされてきましたが、予算審査特別委員会におきましては、私が議会活動をして以来、本当に少ない質疑で、残念でなりませんでした。私たちが今抱えている問題は、今でなければ遅過ぎる、今でも遅いぐらいです。特例債を含めた事業に対して、全体的に今税制を十分に考えた上での事業計画をなしていかなければならない。

しかしながら、今回、あれだけ審議して、あれだけ決まっていた体育施設が、市長は財政状況の見通しという問題で、今回、積極的に実施設計費を出そうとしていた12月の前までは、考えられないような状況になっている。今でこそ、私たちはこうした問題を考えていかなければならない。なぜ、今なんですか、今の答えです。

記に際して、1、もちろん議員はそれぞれの職責において、議員という立場で、地域、あるいは市全体に、そしてまた議会内においてもちょうちょうはっし自分の意見を述べ、行動していくのが職責であります。当然、今、7番議員から言われたように、全員がこの職責を全うしていることと私も信じております。

しかしながら、いま一步、皆さんも新人議員も含めて、数年やってこられた方々も、議会報告を始めて以来、議会は何をしているのか、今の現状に対してどういう考え方を持って報告をしているのか、再三再四、そういった問題を投げつけられてまいりました。私も7期、かなり年月を抱えておりますが、この間、大きな問題、事業枚挙にいとまない、多くの問題を抱えてまいりました。その都度、その都度、議会人として、議員としてではな

く議会として対応してきたことを今思い出しております。

時間の関係で一つ一つを述べるわけにはいきませんが、そのうち時間があれば7番議員にも一つ一つ、どういう問題に議会は対処してきたか、御説明したいと思います。議会としてのあるべき姿を取り戻そう、これが1の目的でありますし、とりわけこの間も何人からも議員の中から出ましたように、市長からの提案、施策について、十分に私たちは検討してきたか、少なくとも私自身に問い直すならば、十分ではなかった、こういう思いがあります。

議員の皆さんは、それぞれ市長施策に対して十分に審議してきた、市民に対しても十分に説明できる、こういうふうにするかと思いますが、少なくとも提案をしております私におきましてはじくじたる思いがあります。今、皆さんとともに、議会人として議会のあるべき姿を市長とともに、執行部とともに、教育委員会とともに取り戻していきたいというのがこの1番の願いであります。

2、この問題については言うべくもなく、先ほど申しましたように、2020年のオリンピックを控え、そして1,100兆円となる国の累積債務、そうした状況の中で、国庫の事業については非常に厳しい状況に今立ち至っております。現実には、先ほど申しましたように、体育施設建設、朝農跡地の問題も、予定額満額の配分がなされておられません。こうした中で、本当に私たちは将来の未来の朝倉市の夢、姿を描くことができるんですか。私は、そのような危惧をいたしております。

したがって、2におきましては、こういった状況を踏まえた上で、十分に市との折衝の中で、市は将来的な財政運営を見据えた政策決定を行うことというふうに出しております。私は、私の心に手を当てて、本当に今、自分自身は胸を張って朝倉市会議員として職責を全うしているのだろうか、このように毎日自問自答をいたしております。

3、秋月小中一貫校建設事業についてです。確かに、教育委員会から渡してもらったこれまでの経過につきまして、十分に承知いたしております。先般の一般質問でも多く述べましたように、これが提起された経過、そして教育委員会の対応、そして今日に至るまでのあり方、内部においてもいろいろ種々論議されたということは十分に承知をいたしております。

教育委員会におきましても、これを決定して以来、数回にわたって地元との折衝、あるいは説明会を開いた。議会におきましては、十分な説明は昨年の後半から、義務教育一貫という名のもとに説明があり、二、三回の義務教育学校説明がありました。秋月小学校のレイアウトにつきまして、一般質問でも問いただきましたように、議会側には正式にこのような形で進めていくという論議はいたしておりません。

こういった状況の中で、今、賛否というような形で、地元3区の中でいろいろな論議がなされております。私は、今、決定されたことにつきまして、粛々とやられることはそれはそれとして十分に理解をいたします。それは執行権であり、教育委員会の方針であり、

地元の多数の意見だということであるならば、それはそれとして私は認めざるを得ない。

しかしながら、いま一步、いろいろな問題を提起され、いろんなことが今論議されているさなかに、皆様方も全協の中でも、3番のような御意見を述べられた方はこの中に数名います。みんな、地域の問題を地域として考えるのではなくて、全体的に考えようという意見もあります。

一番大きな問題は教育です。教育問題に、でき得る限り争いを起こしてはいけない、対立構造を持ってはいけない。1つの方針が決まっても、いろいろな問題が山積し、いろいろな疑問がある以上は、この文面に書いておりますように、中止しろとかやめろとか言っている文面ではない。あくまでもそういった人たちに対して、市、あるいは教育委員会は重ねて説明をし、合意を求めるとしていくべきであるということの私は議員としての願い、市民の1人としての願いをここに決議として出しているわけです。

決して、この決議案が小中一貫に対する意見表明だとか、中止だとか、その他のことは一切書いていない。あくまでも、1人の市民として、子を持つ親として、学校教育の将来を案ずる者として、私はぜひ市、とりわけ教育委員会には今後も重ねて市民の、あるいは秋月3区の人たちに説明を重ねていってもらいたい。願わくば、努力によって合意を取りつけることができるかもしれない、これが私の願いであります。

よしんば、合意ができないときには、恐らく粛々とこの計画はなされていくでありましょう。それを阻止することは、私の力ではできません。ただ、教育委員会に、学校教育のあり方と、そして地域住民の皆様の協力と合意を形成するようにお願いしたい、これが議会決議をもってそういう意思を表明したい、この願いであります。

もう一つ、先ほど甘木の市街地の問題を言われました。これは、完全に7番議員の誤解であります。あれを皆さん、甘木町の問題として捉えた方が誰かいますか。十分にあれは市全体の中の1つとして論議をしてきました。数名の方から、甘木町在住でない方からも一般質問もありましたし、予算審査特別委員会の中でもありました。当然です。私たちは、地域の問題は地域だけで考えて、解決しようとしてはいけません。もちろん、そこに住んでいる住民の方々の御意見は尊重するに値します。

しかし、私たちは、一その区に住んでいる市議会議員ではありません。私は、一貫して、31歳、昭和54年から議席を預かっておりますが、常に甘木市議会議員、そして今は朝倉市議会議員として、全体の俯瞰に立った物の見方をしてきたつもりです。杷木も朝倉も甘木も、みんな朝倉市です。何が甘木町の活性化事業が甘木町の事業ですか。これをもって朝倉市の顔として、そしてまた全体として、これを浮揚させていこうとして、皆さん論議したではないですか。7番議員が知らないだけです。

これは、最初からそういう問題で出てきました。私たちは、地域の問題を地域の問題として考えてはいけない、これが私の考え方です。杷木の問題も、朝倉の問題も、そして各甘木の問題、上秋月から一貫してそうではありますが、全部、私たちの問題です。

私は、今回、これを出すに関しまして、先ほど7番議員が一番最初に言われたように、何も喜んでこれを出そうとしたわけではありません。自問自答いたしました。皆さん、この決議案が当たり前のことで、当然ことだと思いますか。少なくとも、私はそうは思わなかった。悩み苦しみながら、残念ながらこの結論に至って、今やらなければだめだ、そういうふうに考えました。しかも、文面もでき得る限り個人の感情を抜きにして、でき得る限り対立するような表現を避けて、自分の考えをまとめたつもりであります。

確かに、語句一つ一つに対しましては、皆様方いろいろ御意見があると思います。しかしながら、7期を迎え、一応長老として16番の議席を持っている私が、あえてきょうここに決議案を出したという私の思いを皆様方にわかっていただきたい。朝倉市は、このままでは人口減少と財政逼迫によって、消滅可能の道を歩んでいく、皆様方はそう思わないかもしれませんが、私は真剣にそう思っています。今です。今、私たちは行動に出ていかなければなりません。

最後に言いますが、市当局、教育委員会と対立することではない。手を携えて、この難局を将来に向かってやることです。私は、決してこれを対立構造の1つとして、決議案を出そうとしているものではありません。これを御理解いただいて、7番議員、まだ質問があるならばお受けしたいと思います。

○議長（浅尾静二君） ほかに。6番半田雄三議員。

○6番（半田雄三君） 幾つか、ちょっとすっきりしない点がありますので、お尋ねいたします。

まず、1点目、我々は平成27年の4月1日施行の議会基本条例というのをつくりました。これは一部の人がつくったわけではなく、実質、中心的な存在は議会改革推進委員会が主導しましたけれども、全員の一致のもとに基本条例というのをつくりました。その中の22条に、評価と検証を行った上で、条例の規定についても検討を加え、見直しを行っていいというふうになっております。

今回の件、先ほども話がありましたけれども、まず積極的に活動する意思という部分は、皆さん多分立候補した時点でそれはお持ちで立候補されていると思いますし、議員になられていると思います。その上で、今が大事なときとおっしゃるのであれば、27年度に皆さんと一緒につくった議会基本条例の修正とか追加とかいう形ではなく、なぜこのような形の決議というふうにされたのかを1点目でお尋ねします。

2点目、これが自分たち議員にとって、もう一回戒めを、もう一回頑張り直そうという激励の意味合いを非常に多く持つものだというふうに判断しますが、実質下を見てみますと、4つの項目のうちの大半がほかの人、市長を初め執行部に対してすることという、そっちのほうの問題になっております。私は、どちらかという、議員がどうすることが出てくるのかなというふうに思っておりましたらば、4つのうちの3つがそれに当てはまるのかなというふうに思います。その辺のことをお尋ねします。

○議長（浅尾静二君） 16番実藤輝夫議員。

○16番（実藤輝夫君） 27年の基本条例を7番議員も6番議員も言われたけども、あのときに多くを費やしたものは何ですか。条例制定の条文と反問権でした。中心的なものももう一つ、議会報告会を定例化する。骨子としては、ほとんどほかの私も基本条例を見ましたが、一緒です。大事なものは何ですか。基本条例を制定することですか、見直すことですか。それ以上に私たちが問題を抱えたならば、活動していくことではないんですか。そういった状況が市民の中から批判されていると、恐らく、きょう、私の決議案に対して反対される方は、見解の相違だと、自分たちはやっているんだと、だからこの決議案は必要ないというふうにおっしゃるかもしれません。

しかし、私は、27年の基本条例の中の根幹は、議会報告会を含めて、どのように議会は対外的、市民に対して活動していくのかというのが根幹だと。しかし、6番議員、あなたは今、5回、今回まで議会報告会をしましたが、今日、いろいろなことでベター・ザン・ナッシングという言葉があります。ないよりもいい、せんよりもしたほうがいい。しかし、まだこれから解決していかにかいにかんこともあります。だから、いいんじゃないですかとなりますか。それはそれとして、私たちはやっていかなきゃならんことでしょう。

しかしながら、私のこの決議は、そういったことを含めて、27年につくった基本条例が本当にフル回転しているのか、だからその条文を直す、あるいは論議するということがいいんじゃないか、そういう提案がされましたか、今まで1回でも。私に対してそういう質問をするんだったら、あなたたちみずからそういう問題を提起すべきじゃないですか。

（「なぜと言っております」と呼ぶ者あり）なぜ。

○議長（浅尾静二君） 挙手の上、お願いします。発言中です。6番半田雄三議員。

○6番（半田雄三君） なぜ、そちらのほうの手法をとられたかというのをお尋ねしております。

○議長（浅尾静二君） 16番実藤輝夫議員。

○16番（実藤輝夫君） 基本条例を制定するときのエネルギーは何だったのか、朝倉市議会の中に基本条例なるものをつくろう、そしてまたそれを実践していこうということでした。同じことの繰り返しをしますが、本当にそのとき提案した人たちが改革推進委員会でしょう。私も議員の1人として、その審議に全協で加わりました。本当に今のような発言でもって議会改革ができると思っている方はそれでいいでしょう。

私は、それであるならば、今後、ぜひ議会基本条例を、今、問いただいた方々についてはどういうふうにして、これから先、活性化させていこうとするのか、いいのか、なぜという言葉は、私はそれはそれとして皆様方がやっていく1つの方法であろうと考えています。決して、それを否定しません。なぜ、私は今日の姿の中で、基本条例を改正するという中身の検討よりも、今、緊急な事態に置かれている今日において、私どもが何をなすべきなのか、そういう考えのもとにこの決議案を出してきました。

なぜと問われるならば、今だから、そして今、6番議員の質問に対しては、ぜひ6番議員が中心になって基本条例を改正し、そしてそこで問い直していただきたい。私も議員の1人として協力いたします。

2番目、議会活動のあり方が4しかない、当たり前でしょう。1、2、3は、こういう状況を踏まえてというふうに4はいたしております。文面のつくり方です、これは。いいですか、皆様方も文面のつくり方はいろいろ御存じだと思います。文を流す場合もあります。ソフトバンクの決議案を覚えていますか。あれは、決議案は文面がずっと文章化されております。わかりやすくするために、現在の問題点を明らかにするために、1、2、3と上げて、そして最後に朝倉市議会は以上の現状に鑑み、市民の代表としての職責を全うすべく、積極的に活動していくことと結んでおります。

半田議員も今までいろんな文章も書かれたし、勉強もされてきたと思いますが、1つのスタイルとして、これをいいか悪いかということよりも、これをつくってきた本人の、提出者の意思をどこに酌み取るかというのが、本来、温かい同僚議員としての考えではないんですかと私は思います。

これについて、一つ一つ字句を検討していきますならば、恐らく100%の文面ではないと思います。どうぞ、つたない決議文であります、これからこれがどのようにきょう処理されるかわかりませんが、皆様方の英知を重ねて、素晴らしいものにつくり上げていただきたい、決議案という形ではなくても、朝倉市議会としての意思をどこかで表明するものを私はつくっていただきたいと思います。

6番議員については、4番目が最後の結びとして、1、2、3を踏まえて、議会は積極的に活動していかなきゃならん、これはあくまでも結びとして、1、2、3の具体的な問題提起に対して、議会人としてこのような活動をするという結びであります。この文章についての問いかけは、これは1つのスタイルですので、この文章が悪いと言われるのだったら、ぜひ6番議員に私は文章のつくり方を教えを請いたいと思います。よろしいでしょうか。お願いします。頼みますよ、責任ある態度をとってください。

○議長（浅尾静二君） 6番半田雄三議員。

○6番（半田雄三君） 趣旨とすればわかりました。あと、最後にどうしてもすっきりしない部分が何でかなというふうに思っておりましたらば、朝倉市議会が積極的に活動するようにするとか、活動する意思を持とうとする決議ではなく、それを市民に表明する決議というふうにされた理由は何でしょうか。

○議長（浅尾静二君） 16番実藤輝夫議員。

○16番（実藤輝夫君） ただ単に活動するというよりも、私たちは市民の負託を受けて代表になっているわけですから、常に視線は市民です。だから、こういう決議を出して、私たちはこういう活動をしていくんだ、市民の皆さん見てください、やりますよということをも市民に表明する決議というふうにいたしました。もしも、半田議員が御質問されて、

そこが疑問ということであれば、私のほうから逆に質問するわけにはいかんのでしょうか、お聞きしたい。

私たちは、市民のために、議会報告もそうでしょう、あくまでも自分たちがやっていることをやっているじゃないですか。先ほど7番議員か6番議員から言われたけど、私たちはやっているんですよ。しかし、一番大事なのは、それをいかに市民にわかりやすく説明責任を果たしていくか、こういう活動を朝倉市議はしているんだ、そして今後、朝倉市の市議会議員として、議会として、今後の活動をする意思を、市民の皆様、また新たに朝倉市議会はやりますよというようなことを表明したいと。

これについては、今さら、あるいはなぜという問いが出てくるのも当然かと思えます。十人十色、いろいろな考え方があってしかるべきです。ただ、私は、これがどのような採決になるかわかりませんが、これを提出することで、自分自身が三十数年、市議会議員として職責を全うしてきたのかどうか、きょうもまた同じように自問自答してまいります。

たとえこれが否決されても、私の議会活動として、あるいは議会人としてのあるべき姿は決して失われることはない。今後、私1人でも、自分の活動を市民に表明するという決議をもって、私は邁進していきたいと考えています。

○議長（浅尾静二君） ほかに。13番村上百合子議員。

○13番（村上百合子君） 決議案に対して、私もとても疑問を感じるがありますので、実藤議員にお尋ねいたします。

決議案の内容が、朝倉市議会が積極的に活動する意思を市民に表明する決議についてとあります。決議案の題が文章なのに、記に書かれていることが、市長はとか、執行部の行政にかかわることを書いてあります。議会が市民の意見を聞きながら、しっかり自由討論をしながら決議をするということは当然のことなんですよね。それは私よりも先輩の実藤議員だったら、既に議員になったときからその意思はあると思うんです。何で、こういうことを今、市や教育委員会へのこの文章自体が私はでたらめだと思えます。こういう先輩議員がこういうことを出すこと自体が、私は恥ずかしいと思えます。

どうしてかという、私たちはちゃんとした文章の中に、議会基本条例の中には、議会が言論の場であること及び合意形成の機関であることを認識しですよ、実藤議員、議員相互の自由な討議を積極的に行うこと、そして私たちは説明責任があるから、議会の透明化をするために議会報告会をしております。この意に逆戻りするような決議案が、私は不思議でなりません、先輩から出されたということ。

これは、実藤議員だけではなくて、小島議員にも聞きたいと思えます。2人からの御意見を聞きたいと思えます。

○議長（浅尾静二君） 13番議員、先ほど不穏当と見られる発言がありましたので、注意しますので、気をつけてください。

16番実藤輝夫議員。

**○16番（実藤輝夫君）** 議長から発言の不適切を指摘していただきましたので、私はあえて言いません。13番議員、私もこれまで一生懸命やってきました。あなたから見たら大したことはないのかもしれませんがね。きょう、私が先ほどから述べていることにうそがありますか。何か奇のてらいがありますか。そういうふうにしたのだったら、私の不徳のいたすところとして、自分自身を叱責いたします。

しかしながら、先ほどの基本条例で書いている、先ほどから何回も言っておりますように、基本条例を否定しているつもりはありませんし、基本条例はそのままでやっていく、当たり前じゃないですか。議会報告会もそのままやっていますよ。文面を見れば、基本条例をつくったことによって、私たちは全てのことをやっているというふうに、また言うこともできるわけです。物事の捉え方ですね。

それを先輩議員がどうだこうだとか、情ないような言い方をされて、ここに登壇して、あえて宗教を重んじておられる、信じられている人からすると、そういう叱責は私は不穏当であると思います。やはり相手に対する思いやり、心の優しさがあってこそ、本当の意味の村上議員の発言ではないかと思います。私の苦渋の思いで出してきたものに対して批判するのは簡単でしょうが、皆さん、それでいいんでしょうかね。私は何か力が今抜けておりますね、はっきり言って。こんな論議をここでやらないかんのかと、私は情けなく、自分自身を思っています。

先ほどから何回もあっておる基本条例、大いにやりましょうや。しかし、基本条例は基本条例でしょう。それを遂行していくことも重要です。しかし、今、私たちは、ここでなすべきこともあっていいのではないのでしょうか。ここにこういう文章がある、条例がある、議会報告会をしておる、だからあえてここでこうする必要はないというふうになるんでしょうか。

私に今質問されている方々のお顔を拝見しますと、あなたとは行く道が違いますというような顔をして言われているような気がしてなりません、果たしてそんなものでしょうか。私は、これは本当に全員が、願わくば、1人抜けていますが、17名が、議長を含めて、この決議案に対してそうだと、そういうふうに行うじゃないかということ賛同いただけるものだと、心ひそかに甘い考えではありますが、今まで思っておりました。

しかしながら、今、質疑を受ける中で、非常に個人的な反発がある、感情の問題が端々に出ている、こういうことを感じながら答弁をいたしております。

この文章は、どういう形でつくっていくのか、13番議員が言われた言葉だったら、1行か2行で済みます。1行か2行で済むんですよ。しかし、問題点を明らかにしながら、以上に鑑みながら、私たちはこう活動していくという結論をつけています、4番目で。1、2、3は要らないとおっしゃるんだったら、それはそれでいいです。しかし、私は1、2、3が、今、私たちが当面抱えている、3におきましては、先ほどから言いましたように、

秋月地区だけの問題じゃないですよ、これは。朝倉市が抱えている、今、合併をしようとする学校は2つ3つあります。早晚、この問題が出てきます。地域住民は、そのたびに悩んでおります。

先般、教育長は、私の質問に対しても思いを述べていただきました。統廃合されていく、残された住民たちみんなは本当に悲しい思いをしながらと、だから一つ一つが地域の問題だとか、あるいはこんなものは要らないとかじゃなくて、少なくとも私が総論の中で記で書いているように、このような問題を含んでいる今の朝倉市、これに対して議会側は積極的に行動し、市民に表明するというのは、いつも皆さんが言っているように、市民とともにということがあるからです。市民を抜きにした、やっています、やりましょうというのでは、私はいけないという考えです。これは、7番、6番、13番議員とは違うのかもしれませんが。

しかし、私の心の中には、常に市民に対してどう対応、その対応の仕方が基本条例ではないでしょうか、そういった問題に話が行っているような気がします。どうしてもわからないということでしょうけど、またほかに質疑があれば、ぜひこの際、私の考え方を述べさせていただきますので、質疑をしてください。

○議長（浅尾静二君） ほかに。17番柴山恭子議員。

○17番（柴山恭子君） 提出者の実藤議員にお尋ねします。

朝倉市議会が積極的に活動する意思を市民に表明するためと書いてあります。私は、7期もしてある大先輩のあなたが、なぜ市民に表明する一番の議会報告会の委員長をなされなかったのか、これが私の一番の疑問です。あの報告会こそ、私たちの動きを市民の皆様に表明する一番の機会だと思っておりましたが、なぜされないのか、そこをお尋ねいたします。

○議長（浅尾静二君） 16番実藤輝夫議員。

○16番（実藤輝夫君） いいところを突いていただきました。いつか、公の場でそのことを言おうと思っていました。

議会報告会が先ほどから出ています、議会基本条例の中で。私は、委員長をやるつもりで、建設委員会から出てまいりました。そして、私はその場所の中で、皆さん覚えていると思いますが、私の議会報告のあり方をとうとうと述べました。議会報告とは、私が委員長としてやるならば、こういう形でやりたい、今のようなやり方ではなくて、斬新な新しいものとしてやっていきたい、そしてそのときにその意見を了として賛同するという形で、私は委員長に暫定的に選ばれました。

ところが、私のやり方、手法につきましては、今までと違って若い人、いろんな分野の人、団体の人、その人たちが3カ所に集まって、みんなが自由な討議をしながら、あすの朝倉を考えていく場にしたい、それに対して市は、特に議会としてはどう対応し、どういう意見を述べるのか、ちょうちょうはっしとした議会報告会にしたいという考え方を述べ

ました。

そのとき、17番議員はおられたかどうか覚えていませんが、9名の中で私は明確に言って、暫定の委員長になりましたが、残念ながら多数決で、私の考え方は認められませんでした。大いなる委員長として議会報告をやりたいと言って、そして皆さんが過半数がそれを認めていただいた中で、私のやり方、手法について賛同できないということになれば、大枠の私の考え方が崩れてまいります。

ということで、これは私が、前のようなやり方をする限りにおいては、17番、いいですか、私がそれを委員長になってするよりも、新たな委員長を選んで、前と同じようなやり方で継続されたほうが良いという判断をしたから、辞退をいたしました。以上です。

○議長（浅尾静二君） 17番柴山恭子議員。

○17番（柴山恭子君） それならば、実藤議員は、自分の思いを多数決で消されたから、それはやめますという考え方なのではないでしょうか。でも、今の実藤議員の言い方を聞きますと、私の思いはどこかで必ず実現したい、だからこそ皆さんお願いしますという、皆さんに対しての思いはなかったのでしょうか。

○議長（浅尾静二君） 16番実藤輝夫議員。

○16番（実藤輝夫君） 当然ありますよ。その場ではそうなった、去年のことですよ、これは。ことしはあるでしょう。去年の問題が、そういった私の決議案に対する否定的な発言として出てくるのであれば、私は今回の議会報告会を5回しましたから、もしも私に委員長にさせていただけるという皆様方の合意があれば、今、17番議員が言われましたように、私の思いを含めた、先ほどから一番長くやってきて、何の力もありませんが、少なくとも幾つもの経験をした私ならば、こういうのをやりたいと思ってやるのは議員として当たり前じゃないですか。

だから、去年の段階で身を引いて、同じような形でやるという話になりましたものから、そこで私がいろいろ言うよりも、次回を競うという試みは当然ありますよ。だから、それは数年前の話ではなくて、去年の話です。そして、ことし、また議会報告会がなされるということになれば、私の考え方で1つの提案をしながら、これでやりましょうかという形でやっていくべきでしょう。

あのときは、全協でその問題はなくて、9人で集まった中での話でした。そして、そこで結論が出た中で、全協に報告があったという経過になってしまいました。こういうやり方も変えていかないかなというふうに私は思っています。

○議長（浅尾静二君） 17番柴山恭子議員。

○17番（柴山恭子君） 違う観点からお尋ねします。

議員は基本条例の改正をされたらと6番議員に申されましたが、私は基本条例3条、議員の活動の原則から見て、何ら議員条例を改正する必要はなく、議員条例に基づいて、一生懸命に私たちが仕事をするのが最大の目的だと考えますが、どうお考えでしょうか。

○議長（浅尾静二君） 16番実藤輝夫議員。

○16番（実藤輝夫君） 逆でしょう、今の質問は。6番議員のほうが基本条例があると、私のようなやり方をするんだったら、基本条例の見直しをすべきだと言ったのは彼ですよ。何を聞いていますか。私は何も変えろとか言っていないよ。そして、見直しをすると言うから、それは結構でしょうと、だから変えるなら変えましょうという話をしました。

私は、今の基本条例が、先ほどの13番議員の話からもそうですし、7番議員からもそうだし、17番議員からもそうだし、そういう考え方で基本条例というのがどんとあって、柱としてあって、私たちはそれに基づいて議会活動をしているという自負があるんだったら、それを大いに実践するべきであると思います。

先ほどの議会報告に対しても、私が去年、委員長になれというふうな意見がありましたので出ていったのも、そういった基本条例の議会報告会を私ならばこういうやり方でやっていきたいと、17番議員も思うんじゃないですか、自分が委員長になれば、こういうやり方をやりたいとか、当然。それをもってやったんだけど、先ほどのような経過をとりましたので、まだ17番がまさに指摘していただいたように、なぜ次を表明しないかと、ことしの10月にももしも行われるならば、やりますよ。

ただし、私は、今までのようなやり方ではなくて、新しい議会としての報告会をすべきであると、1つの考え方を持っておりますので、しかし去年のような結論が出れば、私はマイク持ちもしました。全部出席しました。決して、反するような行為はとっていません。一市議会議員として、議員の一メンバーとして、私に与えられた職責は全うしたつもりです。居直ることもなかったと、自分では思っています。ことし、もしもあれば、ことし、そういうチャンスがあれば、やっていきます。

○議長（浅尾静二君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

（16番実藤輝夫君降壇）

○議長（浅尾静二君） 以上で、議案等の質疑は終わりました。

次に、追加議案等の委員会付託を行います。

お諮りいたします。第47号議案及び決議案第1号については会議規則第35条第3項の規定により、発議案第1号については会議規則第35条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに本会議において議決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

それでは、第47号議案人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第47号議案は原案のとおり同意されました。

次に、発議案第1号朝倉市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、決議案第1号朝倉市議会が積極的に活動する意思を市民に表明する決議についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。7番堀尾俊浩議員。

○7番（堀尾俊浩君） 今、質疑等もございました。ただ、私は反対の立場で討論させていただきたいと思います。

朝倉市議会が積極的に活動する意思を市民に表明する決議についてでございますが、18人の議員おのおのが責任持って、自覚を持って臨むことが大事だと思っております。そういった面で、この決議案に対しては反対したいと思います。

○議長（浅尾静二君） ほかに。12番富田栄一議員。

○12番（富田栄一君） 12番です。いろいろ質疑がありましたけれども、市民に表明するという言葉の奥には、市民への目線を大切にして説明するということのほかに、忘れてはならない言葉がある、市民は主権者であるという言葉があるかと思っております。主権者である市民に対しての目線で議会を進めていくということがどうなのかと、もう一遍、その目線で見ると、違ったことがあるのではないかと。

いろんな議会があることは私は承知しておりますし、またそれぞれの議員それぞれの思いの中の議会のあり方というのも承知します。決議文について、確かに当たり前のことなのかもしれません。しかし、主権者は市民であるということで見えていくと、大きく変わってくるのではないかなと。

もう一つ、市長は、日本一のふるさとづくりという日本一を掲げております。当たり前の議会というよりも、さらに活性化する議会という意味で、この決議案は非常に重要な価値があるものと判断して、賛成意見とします。

○議長（浅尾静二君） ほかに。13番村上百合子議員。

○13番（村上百合子君） 朝倉市議会が積極的に活動する意思を市民に表明する決議につ

いてですが、決議の題についての記された記が余りにもこの題とかけ離れていて、この中にあります、情報に基づいた自由闊達な討議を行うことなどの文面におきましては、既に27年4月に施行されました議員基本条例の中にきちんとうたってありまして、私たちはそれに向かって議会活動をしているところでございます。

この決議案に対しては、反対といたします。

○議長（浅尾静二君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（浅尾静二君） 起立少数であります。よって、決議案第1号は否決されました。

次に、諸般の報告を行います。

諸般の報告については、別紙配付のとおりであります。

以上をもって、本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。

これにて平成29年第1回朝倉市議会定例会を閉会いたします。

午後2時51分閉会